

2026年版

各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

－ 中南米編 －

(2025 年 11 月～2026 年 2 月実施)

2026 年 9 月

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局： 日本機械輸出組合

目 次

5. 中南米地域

アルゼンチン	1	パナマ	19
ウルグアイ	6	バルバドス	20
エクアドル	7	ブラジル	21
キューバ	8	ベネズエラ	46
コスタリカ	9	* ペルー	47
コロンビア	10	ボリビア	49
* チリ	15	* メキシコ	50
ニカラグア	18		

(注) *印は、APEC 諸国・地域

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	外貨規制、資本移動の規制	・投資の自由化、外貨規制、資本移動の規制緩和、ISDSを含む投資協定の発効を要望（アルゼンチン側で止まっていると理解）。輸出代金の全額アルゼンチン本土への移動や、投融資資金の回収（親子ローン・減資など）といった制限について、緩和・撤廃を要望。	新規		
2	日機輸	投資優遇制度(RIGI)の適用要件の高さ	・ミレイ政権により導入された大型投資奨励制度(RIGI)は、税制・為替面での強力なインセンティブを提供するが、適用対象が「2億米ドル以上」の投資プロジェクトに限定されている。このため、設備更新などの中規模の投資案件は対象外となり、恩恵を受けられない。	継続	・RIGIの適用最低投資額（2億ドル）の引き下げ、または中小規模の投資に対しても同様のインセンティブ（輸入税免除や外貨アクセス優遇）を付与する制度の創設。	・大型投資奨励制度(RIGI)関連法
3	日機輸	日・アルゼンチン投資協定の未締結	・日亜投資協定が未発効となっており、今のところ実害は受けていないが、今後投資を検討する上で足かせとなる可能性がある。	継続	・日亜投資協定の発行。	
4	日機輸	ビジネス環境の未整備	・ビジネス環境について、以下の問題がある。 －資金調達、送金等の外貨規制、企業投資促進の不足。 －頻繁な税制変更や複雑な手続き。 －鉱物資源や環境関連規制および税制が州ごとに異なる。 －外資進出を後押しする投資インセンティブ設定の不足（自動車、水素、バイオ、再エネ等、日本が推進したい分野）。	新規	・日本からアルゼンチン政府への不断の働きかけをお願いしたい。 －資金調達、送金等の外貨規制を緩和し、企業投資を促進。 －頻繁な税制変更や複雑な手続きを改善。 －州ごとに異なる、鉱物資源や環境関連規制および税制の整備と一本化するなどの簡素化。 －外資進出を後押しする投資インセンティブ設定（自動車、水素、バイオ、再エネ等、日本が推進したい分野）。	
5	日機輸	債権等回収の遅延	・輸入支払い条件の支払い緩和によって、通関後、即時に支払いが可能となった。しかしながら、2023年12月12日以前に輸入された貨物代金の支払いはアルゼンチン中央銀行が発行する自由アルゼンチン再建債（BOPREAL）の償還など、回収手段が限られている。また、遅延利息に関してもアルゼンチンの中央銀行の事前承認が必要であり、送金が困難となっている。	継続	・2023年12月12日以前に輸入された貨物代金の輸入代金規制の緩和を求める。 ・遅延利息に関する送金規制の緩和を求める。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	FTAによる関税格差	・軸受、自動車部品に対するメルコスール諸国のMFN税率は、それぞれ16%、18%と他国・地域のMFN税率と比較し高関税率である。結果として、当該地域原産の製品対して競争力が削がれている。 近年、他国・地域とメルコスールとの間では、メキシコなど経済補完協定（ACE）締結済の国や、韓国・EUなどFTA交渉中の国、中国等交渉を検討している国がある一方、日本は交渉を開始していない。日本が競争力で劣後しないよう、二国間もしくは日・メルコスールのFTA交渉を早期に開始されたい。	継続	・二国間もしくは日・メルコスール間のFTA交渉。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2	日機輸	非特惠原産地規則の未整備・不明確	・非特惠原産地規則が不明確（そもそも定められていない、または詳細規則が不明）。そのため、自主判定が定まらず、関税法違反の懸念が残る。	継続	・WTOが推奨の関税番号変更基準に制定、または明確化。	
3	日機輸	日本・メルコスールEPAの未締結	・EU・メルコスールEPAの発効が前進する状況となり、自動車・自動車部品の輸入において、関税面などで著しく不利になる可能性がある。日メルコスールEPAについても早期に締結交渉を進め、日系進出企業の事業競争力を落とさない施策が求められる。	新規	・締結交渉の加速。	
4	医機連	印刷物の出荷不可	・インクに関する規制のため、パンフレット等の印刷物の出荷ができない。	継続	・規制の緩和。	
5	日機輸	輸送インフラの未整備	・輸送インフラ（道路、鉄道、港湾等）への整備と投資が不足している。特にリチウム等鉱物資源採掘地（サルタ州、フファイ州）から輸出港までのインフラ整備を求める。	新規	・日本からのODAや借款等、整備支援や協力。 ・官民PPPへの出資やPJへの債務保証等後押し政策。	
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	海外送金規制	・海外送金について、以下の問題がある。 －投資環境についてはRIGI（投資優遇制度）が発足したものの、2億米ドル以上の大型案件に限られ、未だ新規外資の投資を促すに至っていない。 －国外への配当金支払は、中央銀行の事前許可が必要だが2025年度分より可能となった。但し未だ実績の確認はできていない。 －輸入代金の支払は、財、サービスともに原則輸入通関後即時の支払いが可能に。資本財は一部前払い可、中小零細企業は全額通関前支払い可となった。	継続		
2	自動部品	外貨送金規制・資本取引規制	・アルゼンチンから親会社および出資者への外貨送金規制がある。国外への配当金、ロイヤルティなどの送金には中銀の事前承認が必要。一定の条件を満たせば中銀の事前承認は不要だが、実態としては、国外への送金は不可。また、貿易取引についても同様である。	継続	・該当の外貨送金規制の緩和、撤廃（投下資本、技術ノウハウに対する還流が可能な体制）。 ・また、送金可能なスキーム・情報がアップデートされたら共有頂きたい。	・アルゼンチン中央銀行
3	日機輸	外貨送金規制・資本取引規制	・輸入代金の決済に係る規制は2024年来大幅に緩和されている。一方で、資本取引規制（通称CEPO）は継続しており、外貨、特に配当金送金が規制されていることは、投資を検討する際に大きな足かせとなっている。	継続	・左記CEPOの撤廃。	
4	日機輸	外貨送金規制・資本取引規制	・資本取引規制（CEPO）により、2024年3月期以前の、当社の本社や米国本社によるIT関連サービスの支払いが出来ず、未払い債務のまま残っている。	継続	・左記CEPOの撤廃。	
5	日機輸	過小資本税制及び銀行借入規制	・グループ会社からの借入について、過小資本税制の対象となる。また、アルゼンチンの銀行規制により、銀行からの借入が資本の3倍までに制限される。	継続	・当該規制を撤廃していただきたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
6	日機輸	ペソ安と外貨管理規制	・ 2023年12月政権交代以降、アルゼンチンでは急激なインフレーション、ペソ安が進行したが、ここ1年でインフレーション、ペソ安ともによりやく安定を取り戻して来ている。 また、国内の外貨準備高を確保するため、政府は、外貨（ドル）での支払いに対して厳しい規制をかけてきたが、それらも少しずつ緩和されつつある。 ＜改善点＞ －輸入品支払いについては、通関後、180日⇒120日⇒60日と徐々に緩和。2024年10月21日以降は、通関から30暦日後1回払いで送金ができるようになった。 ＜未改善＞ －一方、2023年12月13日以前の輸入品については、中銀が発行する債権を買い支払いに充てる方法しかなく、依然として支払いの障壁となっている。 ①サプライヤーに対する買掛金の支払い大幅遅延継続 ②期間は大幅に短縮されたものの代金回収から支払いまでの間にペソの価値が下がり、支出増となるといった状況も継続中。	継続	・ 外貨決済規制の緩和。特に旧政権時代（2023年12月13日以前）の輸入品に対する支払い規制解除をお願いしたい。	
7	医機連	HSコードによる支払規制	・ HSコードごとに支払い可能な時期が定められている。 改善傾向にあるが頻繁に変更されるため、キャッチアップが困難。 また、基準がB/L日ではなく、アルゼンチンでの通関日のため管理が困難。	継続	・ 規制の緩和、支払い条件の自由化。	・ 外貨取引規制
8	医機連	配当、利息、借入金の支払規制	・ アルゼンチンから国外への配当、利息、借入金の支払いが不可。	継続	・ 規制の緩和。	・ 外貨取引規制
9	医機連	小口債権への支払規制	・ 2023年12月以前にアルゼンチンが輸入した財に対する海外への支払いが禁止。小口債権の解消ができない。	継続	・ 規制の緩和。	・ 外貨取引規制
10	医機連	無形物への支払規制	・ ソフトウェアオプションや保証延長商品などの役務に関する支払いが行えない。 単体での出荷を避けるため、装置本体へのアタッチやソフトウェアオプションについては工場での写真撮影が必須であり、納期調整・製造部の工数が増える。	継続	・ 規制の緩和。	・ 外貨取引規制
11	日商	輸入管理プロセスおよび外為決済方法の変更	・ 建設機械が該当する資本財については、輸入通関後すぐに輸入代金の米ドル決済が可能であったが、2022年6月に輸入代金の支払いに係る資本取引規制の強化が図られた結果、他の輸入品と同様、外貨購入は1年以降というルールに変更となり、弊社の代理店を含め輸入業務に影響が出たもの。 2023年12月には制度変更により輸入通関から30日後、60日後、90日後、120日後にそれぞれ25%ずつ分割決済へと改善は図られ、2024年10月からは通関後30日に改善した。 ミレイ大統領は、2025年中に資本・為替規制を解除する方針を示し、実際に2025年4月にはIMF支援を背景として資本・為替規制の大部分が解除された。	変更		

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
12	日機輸	輸入管理プロセスおよび外為決済方法の変更	・建設機械が該当する資本財については、輸入通関後すぐに輸入代金の米ドル決済が可能であったが、2022年6月に輸入代金の支払いに係る資本取引規制の強化が図られた結果、他の輸入品と同様、外貨購入は1年以降というルールに変更となり、弊社の代理店を含め輸入業務に影響が出たもの。 2023年12月には制度変更により輸入通関から30日後、60日後、90日後、120日後にそれぞれ25%ずつ分割決済へと改善は図られ、2024年10月からは通関後30日に改善した。 ミレイ大統領は2025年中に資本・為替規制を解除する方針を示し、実際に2025年4月にはIMF支援を背景として資本・為替規制の大部分が解除された。	変更		
13	日機輸	関連会社間のサービス・ロイヤルティ支払いの待機期間(90日ルール)	・2025年4月の規制緩和により、関連企業間のサービス輸入・ロイヤルティ支払いは「サービス提供日から180日後」から「90日後」へと短縮された。しかし、非関連会社間では「即時支払い」が可能になったのに対し、親子会社間では依然として90日の待機期間（資金滞留）が発生しており、為替リスクやキャッシュフローの懸念が残る。また、規制緩和以前に蓄積した未払いサービスフィー（ストック）の送金については不透明なままである。	変更	・親子会社間のサービス・ロイヤルティ支払いについても、非関連会社と同様に「即時支払い」を認めるよう規制の完全撤廃を求める。 ・また、過去の未払い分についても速やかな送金許可を望む。	
5. 税制						
1	日機輸	二重課税	・二重課税の防止とそのための租税条約の批准（締結済の二国間租税条約の内容の尊重）。 ※亜国は20を超える国と二国間租税条約を締結している。日本とは2019年6月27日に締結したが、未発効。	継続	・投資協定の批准を要望する。	
13. デジタル・データ関連の問題						
1	日機輸	統一されたAI基準の未整備	・各国では、AIに関する法令・ガイドラインの整備が進められている。AI活用が拡大する中、特に国際的にビジネスを行っている企業にとっては、各国の法令・ガイドラインが調和のとれたものでないと、コンプライアンスコストが上がりビジネスに支障が生じかねない。	新規	・各国政府は、規制の断片化を最小限に抑えるため、国際的に調和の取れたAI基準を策定すべき。既存のプライバシーおよびデータ保護の枠組みとAIガバナンスを整合させることは、相反する義務を防ぐうえで不可欠。 ・また、リスクベースの規制モデルを採用し、高リスクの用途に監督を集中させつつ、低リスクの用途が効率的にスケールできるようにしてほしい。	・ Argentina AI guidelines
99. その他						
1	日機輸	政治経済の不安定	・2025年10月の国会議員中間選挙で与党側が勝利を収め、ミレイ政権の基盤固めは進んでいるが、依然として脆弱な社会情勢より、将来的な左派政権への揺り戻しのリスクも払拭できない。	継続		

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			※過去の左派政権での企業の国有化や、課税、収益コントロールの経緯から長期の投融資への弾みが見つからない。			

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	医機連	港の未整備	・ボリビア・パラグアイ向けにMRI装置を出荷する際に危険品をウルグアイの港向けに輸出して、陸上輸送したいが、港から危険品の取り扱いを拒否されており、輸送ルートの確保が困難。	継続	・危険品受託可能港の拡大。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日農工	税関機能の不十分	・非正規ルートで中国から当社の農業機械が輸入されているケースがある。中国仕様の機械のため、そのままエクアドルで使用すると安全上・性能上（燃料）の問題が発生する可能性がある。 非正規ルート輸入を防止すべく、当社の商標を持つ製品がエクアドルに輸入された場合に、税関で規制を掛けられるように試みたが、エクアドルの税関が機能しておらず、非正規ルート輸入があった場合でも商標権を持つ依頼側に何も連絡が来ない状況である。	継続	・商標権保護の観点で税関機能の正常化支援をして頂きたい。	
2	日機輸	日・エクアドル物品貿易協定未締結による日本の貿易条件の劣後	・日本の貿易条件が劣後、日エクアドル物品貿易協定の必要性がある。他国・地域に劣後しないため、および日本への食料安定供給の観点。同国はEU/中国/韓国とのFTA、合意、さらには米国との協定合意で、日本から主に自動車・同部品等、輸出条件が劣後する。自動車では中国製が既に現地市場の約5割を占める。同国はバナナ、カカオ、えびなど農水産の生産地でもある。両国間での経済貿易委員会の立ち上げ合意は良い前進だが、時間を掛けず関税引き下げできることを要望。	新規	・スコープを絞った二か国間物品貿易協定の要望。	
3	日機輸	日エクアドルEPAの未締結	・ここ5年の石油価格の下落による貿易赤字の傾向にもかかわらず、エクアドルはEUとFTAを締結、さらに米国、韓国との交渉及び太平洋同盟への加盟協議も進めている。これにより日本の製品やサービスはエクアドルの市場において他国よりも高額となり、競争力を失くしてしまう。日本からの輸入シェアは1.8%程度であり、ここ5年大きな変動なく推移している。	継続	・日本との早期FTA締結、あるいはFTA非締結国からの自動車輸入税緩和。	
5. 税制						
1	日機輸	移転価格文書の検証対象期間	・現地の移転価格税制上、期間検証が原則認められていない。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。	継続	・OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めていただきたい。	・移転価格税制(法人税法) ・ Transfer pricing tax system (Corporate Tax Law)
99. その他						
1	日商	治安悪化の継続	・エクアドルにおける犯罪組織の暴力拡大、治安の急激な悪化に伴い、弊社の代理店を含めたビジネスへの影響が懸念される。政府は2024年1月の非常事態宣言の発令以降、非常事態の断続的な延長・再発令を実施。恐喝等の一部犯罪指標には改善がみられる一方、殺人や爆発事件など高強度の暴力はむしろ拡大傾向にあり、治安は依然として不安定な状態が続いている。	継続		
2	日機輸	治安悪化の継続	・エクアドルにおける犯罪組織の暴力拡大、治安の急激な悪化に伴い、弊社の代理店を含めたビジネスへの影響が懸念される。政府は2024年1月の非常事態宣言の発令以降、非常事態の断続的な延長・再発令を実施。恐喝等の一部犯罪指標には改善がみられる一方、殺人や爆発事件など高強度の暴力はむしろ拡大傾向にあり、治安は依然として不安定な状態が続いている。	継続		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
3. 経済安全保障に起因する問題						
1	日機輸	高まる地政学的リスクとコンプライアンスの欠如	・税務、貿易、ESG、腐敗防止など各分野で頻繁に規制改正が行われており、加えて米国の通商政策変更や制裁を含む地政学的不安定性が、重大なコンプライアンスリスクとなっている。 ・米国による執行強化の影響で、海外腐敗行為防止法（FCPA）、マネーロンダリング防止、制裁規制に関する米国の執行方針は、カルテルや国際犯罪と関係のあるラテンアメリカ企業も対象としており、多国籍企業の法的リスクが高まっている。	新規	・コンプライアンス上の不確実性を低減するために、政府は各機関にまたがる制裁に関するFAQを統合して公開し、企業が義務をより一貫して業務に落とし込めるようにすべきである。 ・さらに、特にラテンアメリカなど高リスク地域における制裁リスクに焦点を当てた、体系的な業界によるround table（座談・意見交換）を実施・参考にすることで、民間企業は意図しない影響を特定し、コンプライアンス上の死角に対処できるようになる。 ・加えて、新たに出現する国際犯罪ネットワークに関するデータ共有を改善することは、企業が不正な取引相手を早期に検知するのに役立ち、コンプライアンス全体の強化につながる。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	個人消費品の輸入手続の煩雑・遅延	・EMSにて送付時、コスタリカ側での輸入通関を進めるために、受取人の身分証明書や財務省宛の許可証が必要など、手続きが煩雑かつ時間を要する。	継続	・会社制度利用の個人消費輸入品への簡易通関措置。	
2	医機連	医療機器の輸入の際に Clinical Paper, White paperの提供	・コスタリカにて医療機器輸入承認を得る際に、実際にドクターが評価した論文（White Paper）の提出を義務付けられている。 その為、他地域にて販売開始されていない場合やWhite Paperが存在しない場合は当該国での輸入承認を受けることができず、販売できない。	継続	・医療機器市販前審査に係るガイドラインの発行。 ・FDAなど国際基準での薬事登録の流用。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	ソーシャルライセンス取得 手続の不透明・遅延	・特に鉱業、E&Pにおいて企業が建設を行うにあたり、ソーシャルライセンスの取得に時間がかかり、又手続きも不明瞭。また違法採掘業者の存在も、障壁となっている。	継続	・規定を明確にした上で、より短い時間でライセンスの取得できるようにして欲しい。	
2	日機輸	高額な倉庫料	・コロンビアを、巨大なストレージをFTZに擁す南米のハブにする上で、倉庫の管理会社が倉庫料を高額に設定することが障壁となっている。	継続	・倉庫料の価格高騰を抑えるため、政府が規制を設ける等対策を講じ、ある程度統制して欲しい。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日鉄連	輸入関税率の変更	・2011年8月12日、商工観光省が国内産業の競争力強化を目的として鉄鋼を含む計3000品目を対象に、1年間関税を無税化。同時に鉄鋼を含む約300品目の税率を10%引き上げ。	継続		・商工観光省政令2917号
2	日鉄連	輸入線材に対する関税引き上げ	・2024月10月18日からコロンビアと貿易協定未締結の国を対象として2年間線材輸入に対する関税を35%に引き上げ。（対象HSコード：7213.91.10.10、7213.91.90.10、7227.90.00.11、7227.90.00.91）	継続		
3	日鉄連	セーフガード措置の濫用	・2013年6月から9月にかけて、①溶融亜鉛メッキ鋼板、②線材、③山形鋼、④棒鋼および形鋼、⑤異形棒鋼および異形線材、⑥継目無鋼管および溶接鋼管に対するセーフガード調査を立て続けに開始。セーフガード措置の乱用により、保護主義的な動きが周辺国のみならず、世界的に蔓延する恐れがある。 －2013年10月8日、②線材に対する200日間の暫定セーフガード措置賦課開始。 －2013年10月8日、⑤異形棒鋼および異形線材に対する200日間の暫定セーフガード措置賦課開始。 －2013年11月29日、①溶融亜鉛メッキ鋼板に対するセーフガード調査終結。 －2014年1月29日、⑥継目無鋼管および溶接鋼管に対するセーフガード調査終結。 －2014年4月23日、③山形鋼に対するセーフガード調査終結。 －2014年4月23日、⑤異形棒鋼および異形線材に対するセーフガード調査終結。 －2014年4月30日、②線材に対するセーフガード措置開始。 －2014年5月19日、④棒鋼および形鋼に対するセーフガード調査終結。 －2015年4月30日、②線材に対するセーフガード措置終了（延長調査打ち切り） －2018年3月23日、⑦亜鉛めっき鋼板に対するセーフガード調査開始。 －2018年11月1日、⑧異形鉄筋および棒鋼に対するセーフガード調査開始。 －2018年12月19日、⑦溶融亜鉛めっき鋼板に対するセーフガード調査終結。（税賦課なし） －2019年3月13日、⑧異形鉄筋および棒鋼に対してクロの最終決定。コロンビア商工観光省がコロンビアのHSコード7213.10.00.00および	継続	・セーフガード措置乱用の中止。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			7214.20.00.00の輸入関税を現行のMFN税率(10%)に8.5%を上乗せする形で引き上げる旨、官報告示。 －2021年3月13日、⑧異形鉄筋および棒鋼に対するセーフガード終結。			
4	日機輸	規定等の不明瞭さ、頻繁な改定	・いくつかのHSコードにおいて輸出規定が不明瞭。また税関手続きにおいて変動が見られる。担当者によって見解が異なることも。	継続	・各HSコードにおいて明瞭な規定を定めて欲しい。	
5	日機輸	日コロンビアEPAの未締結	・日コロンビアEPAの最終的な締結が未だなされていない。	継続	・EPAの早期締結による国内経済環境の改善が望まれる。	
6	電機工	有害物質輸入の厳格化・必要条件の不明確	・機器の塗装に使用するZINCシンナーの輸入が現政権になって非常に厳しく、当局からの要望書類に対する対応や在コロンビア日本国大使館からの働き掛けを通じても輸入が認められなかった。昨年、かなり余裕を持って日本から輸送したが、現地通関でストップし、現地オーバーホールに間に合わない事例が発生。	新規	・輸入に必要な条件の明確化。	
7	日鉄連	適合性評価手続きの煩雑	・2013年9月20日、コロンビア商工観光省が異形線材（HS：7213.10.00.00）・ワイヤグリル（HS：7314.20.00.00）に対する適合性評価手続き導入に関するWTO通報を実施。制度のドラフトによると、国内生産者および輸入者は適合性評価を満たしていることの証明書の入手が必要となる。証明書は、a)国内の認証機関、b) IAF、MLA、ILAC、IAACといった相互承認を行っている国際認証機関、c)コロンビアが相互承認を行っている原産国における認証機関で入手が可能となる。2015年2月2日、RESOLUCIÓN 0277 DE 2015において、6か月後に適合性評価規制を導入する旨公示。	継続	・制度の撤廃。 ・手続き(含.除外制度)の明確化・簡素化。	・Draft Decree of the Ministry of Commerce, Industry and Tourism "Issuing the Technical Regulation applicable to plain and deformed steel wire and electrically welded mesh for concrete reinforcement which are manufactured in, imported into or marketed in Colombia"
5. 税制						
1	日機輸	納税手続きの煩雑	・様々な政府機関に税を支払う上で、必要以上の事務所類に時間を割かなければならない。	継続	・納税手続きを極力取りまとめて行い、不必要な事務作業を省略する。	
2	日機輸	個人の海外資産に対する課税	・コロンビアでは個人が海外に持つ資産に資産税を課するため、企業にとっては追加コストとなっている（特に土地家屋などの不動産について）。	継続	・海外不動産への課税の撤廃。	
3	日機輸	移転価格文書の検証対象期間	・現地の移転価格税制上、期間検証が原則認められていない。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。	継続	・OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めていただきたい。	・移転価格税制(法人税法) ・Transfer pricing tax system (Corporate Tax Law)
4	日機輸	頻繁な税制改革	・税制改定が企業にとって都合が良い場合もあるが、税負担の不確実性が長期的な戦略を策定する際の障害となる。	継続	・頻繁な改正を避ける。	
6. 雇用						
1	電機工	法定最低賃金月額的大幅増	・毎年法定最低賃金月額が政府から公表されるが、2026年は23.00%と大幅に増加。現地社員の給与（社員によっては業績や成果に関わらず、自	新規	・会社や個人の業績評価で給与が支給される仕組みにして欲しい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			動的に給与が大幅アップ）や事務所運営経費など様々な分野で影響が発生する事が見込まれる。雇用が維持できない場合に失業率増、治安の悪化が懸念される。			
8. 知的財産制度運用						
1	製薬協	強制実施権の発動	・コロンビアでは、医薬品の価格低下や保険財政の問題解決を目的として、強制実施権（政府使用型ライセンス）の発動の動きがある。2016年には、ジェネリックが市場に存在すると報じられる中でも、強制実施権の発動が新薬の価格低下のための圧力として用いられたとされる。その後、2024年4月のSICの決議第20049号（2024/4/23）及び同年6月のSICの決議第34716号（2024/6/28）を通じて、抗レトロウイルス薬ドルテグラビル（dolutegravir）に関する政府使用のライセンス（強制実施権）が付与された。 他の選択肢が存在するにもかかわらず、医薬品の価格低下手段として特許の強制実施権を発動することは、国際的に強制実施権が「最後の手段」とされる原則に反するだけでなく、イノベーションのインセンティブが損なわれ、革新的な新薬への持続可能なアクセスが妨げられる懸念がある。 2024年11月、CAN（アンデス共同体）事務局が、決定486号（特に第65条）に照らし本件ライセンス付与が義務違反に当たらない旨を示したと当局が公表した。また2025年2月、政府はドルテグラビルを含む治療アクセス拡大に関する発表を行っており、政策としての活用が継続している。	継続	・強制実施権以外の選択肢がある場合、それらの選択肢で解決する最善の努力を行って頂きたい。特に、任意ライセンスなどの方法を優先するべき。 ・最後の手段として強制実施権の発動を検討する場合でも、TRIPS協定第31条の規定に厳格に従い、適切な手続きを踏むべきであり、安易に強制実施権を発動することは慎んで頂きたい。 ・さらに、強制実施権発動の基準や手順を明確にし、透明性と予見可能性の向上を図って頂きたい。	・TRIPS協定31条 ・Minsalud [コロンビア保健・社会保障省] (2024/7/4) : Resolución 34716(2024/6/28)が20049(2024/4/23)を確認し、政府使用のライセンス付与を説明 https://www.minsalud.gov.co/Paginas/SIC-confirma-la-licencia-obligatoria-otorgada-a-minsalud-sobre-Dolutegravir.aspx ・SIC(本文日付：2024/11/7、サイト掲載表示：2024/11/8)：CAN事務局が決定486号(特に65条)との関係で義務違反なしとした旨を公表 https://sedeelectronica.sic.gov.co/noticias/la-sic-respeto-el-ordenamiento-juridico-de-la-comunidad-andina-al-otorgar-la-licencia-obligatoria-de-medicamento-para-el-tratamiento-del-vih ・Minsalud(2025/2/14)：治療アクセス拡大(DLT供給・調達等)について発表 https://www.minsalud.gov.co/Paginas/Colombia-avanza-en-el-acceso-a-tratamientos-esenciales-para-las-personas-con-VIH-garantizando-una-salud-digna.aspx
2	製薬協	強制実施権の発動	・コロンビアでは、医薬品の価格低下や保険財政の問題解決を目的として、強制実施権の発動の動きがある。2016年には、特許を侵害しないジェネリック薬が販売されているにもかかわらず、強制実施権の発動が新	変更	・強制実施権以外の選択肢がある場合、それらの選択肢で解決する最善の努力を行って頂きたい。特に、任	・TRIPS協定31条 ・コロンビア、HIV治療薬の強制実施権を発動

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			薬の価格低下のための圧力として用いられた。 その後、2024年4月の決議第20049号と同6月の決議第34716号を通じて、抗レトロウイルス薬に対する初の強制実施権が発動された。他の選択肢が存在するにもかかわらず、医薬品の価格低下手段として特許の強制実施権を発動することは、国際的に強制実施権が「最後の手段」とされる原則に反するだけでなく、イノベーションのインセンティブが損なわれ、革新的な新薬への持続可能なアクセスが妨げられる懸念がある。		意ライセンスなどの方法を優先するべき。 ・最後の手段として強制実施権の発動を検討する場合でも、TRIPS協定第31条の規定に厳格に従い、適切な手続きを踏むべきであり、安易に強制実施権を発動することは慎んで頂きたい。 ・さらに、強制実施権発動の基準や手順を明確にし、透明性と予見可能性の向上を図って頂きたい。	https://www.statnews.com/p/harmalot/2024/04/24/hiv-gsk-pfizer-viiv-colombia-compulsory-license-medicines-patents/ ・商工監督局(SIC)、ドルテグラビルに関する報告をコロンビア厚生・社会保障省(Minsalud)に提出 https://www.elespectador.com/salud/la-sic-resolvio-recurso-de-reposicion-sobre-dolutegravir-a-favor-de-minsalud/ ・HIVジェネリック医薬品ドルテグラビルへのアクセスを可能にする強制実施権を発動 https://healthpolicy-watch.news/colombia-issues-compulsory-license-to-get-key-generic-hiv-medicine-dolutegravir/ ・ドルテグラビルの強制実施権に関するViiVヘルスケア(製薬会社)の声明 https://viivhealthcare.com/hiv-news-and-media/news/company-statements/viiv-healthcare-statement-on-compulsory-licence-for-dolutegravir-in-colombia/
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	煩雑な規制、手続き／家庭用化学薬品に関する環境ライセンス取得の遅延	・ALADI（ラテンアメリカ統合連合）やCELAC（ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体）諸国と比較し、コロンビアの規制の枠組は大きく、家庭用殺虫剤に含まれる有効成分（毒性）に関しては承認の取得が求められ、国立衛生研究所での手続きに8～12か月、国立薬品食品監視研究所での登録に3～4か月、国内の手続きだけでも11～15か月もの時間を要する。（コスタリカでは平均3～4か月程度。） 更に有効成分の輸入に係る環境ライセンスに関しては、環境ライセンス庁での手続きに12か月を要する。	継続	・蚊が媒介する感染症の問題に取り組む地方企業が、革新的な製品の開発、輸出を目指せるよう、至急状況の改善を求める。 ・地域経済協定における各種手順の規格化。(ALADI/CELAC) ・関係省庁における衛生、ライセンス取得に係る政策の見直し。	・1989年法令第2092号 ・1993年法律第99号 ・2010年8月法令第2820号
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日機輸	環境ライセンス取得手順の煩雑・遅延	・特に鉱業、E&Pにおいて企業が建設を行うにあたり、環境ライセンスの取得に多くの時間を割かなければならない。さらに手続きが煩雑。	継続	・規定を明確にした上で、より短い時間でライセンスの取得できるようにして欲しい。	
12. 政府調達						
1	日機輸	猶予の無い一般入札プロセス	・入札条件が公開されてから、通常1-2か月で入札額を提示しなければならず、外国企業が分析し、必要な内部決裁をとる十分な時間がない。現状では新規のプレーヤーが歓迎されていない。	継続	・入札条件が公開されてから、各企業が入札額を提示するまでに少なくとも6か月は必要。	
99. その他						
1	日機輸	土地所有制限	・コロンビアにおいては会社が土地を取得することができるが、もし土地獲得後にコミュニティが要求すれば、プロジェクトは中止しなければならず、又裁判官がコミュニティに理があると裁定した場合、会社側は投下資本を失う。	継続	・このようなケースにおける投資家を保護できる法制定及びより能率的な手続きの改正。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5. 税制						
1	日機輸	高額な税率	・ 配当の支払に対して、高い税率の源泉税（35%）が課されている。	継続	・ 源泉税率を撤廃、または軽減していただきたい。	
2	日機輸	移転価格文書の検証対象期間	・ 実務的に移転価格文書の期間検証が原則認められていない。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。	継続	・ OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めていただきたい。	・ 移転価格税制(法人税法) Transfer pricing tax system (Corporate Tax Law)
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日商	就労ビザ取得・更新手続きの長期化	・ 駐在員のビザ取得手続きに時間がかかり、赴任者・帰任者間での業務引継ぎや、現地での生活立ち上げタイミングを計るのが困難。 ・ 駐在員のビザ更新手続きについても、取得できるまでの待機期間が長い状況にある。	継続	・ 就労ビザ取得・更新に要する時間の短縮化を図って頂きたい。	・ 査証制度の運用
2	日機輸	就労ビザ取得・更新手続きの長期化	・ ビザ新規取得および更新の手続きに3か月以上要するケースが散見される。赴任手続きならびに当地での業務開始、要更新駐在員および家族の業務継続・入出国にあたり大きな支障となっているため、迅速な対応をお願いしたい。	継続	・ 長くても1か月程度で審査完了してもらいたい。	
3	日機輸	就労ビザ、滞在許可、市民登録、ID取得の長期化	・ チリ赴任にあたってのビザ発行が早くて3か月、遅いと1年以上掛かっている。また、滞在許可については申請から1年以上待つのが通常化している。さらにビザ受領後に発行される身分証明書の発行に3か月以上要しており、日常生活に支障をきたしている。 一時、在京チリ領事部に本人が出頭を要請されるような状況もあったが、在チリ日本国大使館から内務省移民局への働きかけが功を奏して、この点は改善した。（移民局に対して書類を直接送付することで移民局の同意が得られた。） 以上のような取り組みも効果を発揮し、ビザ発給期間は短縮化の傾向にあるが、引き続き改善を要望したい。	継続	・ 内務省及び法務省での手続きの迅速化。	
4	日商	個人ID番号、カードの取得時間の長さ	・ 入国後に取得する個人ID番号、カードを取得するのに1か月以上を要し、会社の法定代理人の権限付与等の法的手続きに時間がかかっている。	継続	・ 個人IDカードの発行期間の短縮化を図って頂きたい。	
5	日機輸	日智社会保障協定の未締結	・ 日本とチリの間には社会保障協定が締結されておらず、日本人駐在員は両国の年金制度に加入を求められる場合がある。3～5年の短期駐在ではチリ年金の受給資格を満たさず、保険料が実質的に掛け捨てとなることが多く、二重のコスト負担となっている。年金保険料の掛け捨てを回避するため、他国と既に交わされている社会保障協定のチリとの早期締結を要望する。	新規		
8. 知的財産制度運用						
1	製薬協	強制実施権の発動	・ 医薬品の価格低下／保険財政の問題解決を意図した強制実施権の発動の動きがある。 チリでは、2018年3月にC型肝炎治療薬に対する強制実施権は公衆衛生上の観点から正当化されると宣言したResolution399が発行され、また医薬	継続	・ TRIPS協定31条の条件を満たさない、安易な強制実施権の発動は止めて頂きたい。	・ TRIPS協定31条

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			品の価格を下げることを目的とするFármacos II bill（これには強制実施権の条項も含まれている）が2020年5月に二院制議会委員会で承認された。		・ 強制実施権発動の基準や手順を明確化して頂きたい。	
2	製薬協	強制実施権の発動の動き／制度改正議論	・ 医薬品の価格低下／保険財政の問題解決を意図した強制実施権の発動の動きがある。 チリでは、2018年3月にC型肝炎治療薬に関し、強制実施権付与を検討し得る公衆衛生上の理由がある旨を宣言したResolution399が発行され、また医薬品の価格を下げることを目的とするFármacos II bill（これには強制実施権の条項も含まれるとされる）が2020年5月に二院制議会委員会で承認された。 その後もFármacos II（Boletín 9914-11）は委員会で審議が継続しており、2025年7月2日の上院サイトのセッション記録では審議再開が全会一致要件を満たせず否決された旨が記載されている。	継続	・ TRIPS協定31条の条件を満たさない、安易な強制実施権の発動は止めて頂きたい。 ・ 強制実施権発動の基準や手順を明確化して頂きたい。	・ TRIPS協定31条 https://www.wipo.int/wipolex/en/text/500864 ・ Resolution Exenta N°399(2018/3/16, Ministerio de Salud ; LeyChile) https://www.bcn.cl/leychile/navegar?idNorma=1116217 ・ 上院(Comisión Mixta para Boletín N° 9914-11, Sesión 2025/7/2) https://www.senado.cl/actividad-legislativa/comisiones/1180/21673
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	過剰な製品安全要求、認証体制整備不足	・ 当社が使用している一番典型的な製品安全認証スキームの場合、認証取得時工場監査および認証後に年1回の工場監査（年1回）、及び工場訪問によるサンプル抜き取り検査（認証の6ヶ月後）や、市場でのサンプル抜き取り検査が要求されている。抜き取りサンプル数も非常に多い。これだけでも、先進国の要求に比して負担が大きいが、工場監査は製品（プロトコル）毎、認証機関毎に別々に実施されることから、頻度が高くなりがちで負担が大きい。 また、チリ本国から監査官が訪問するため日程調整が難しく、監査のためのチリ向け製品の生産日の調整が困難。 決議34474により、他国の試験レポートおよび工場検査レポートが条件付きで受け入れられることとなったが、実質的に使用できないことが多い。	継続	・ 採用する製品安全規格が共通な製品について工場検査の共通化、抜き取りサンプル数の適正化、充分な対応期間の設定、IECEE CBスキーム（IECEE Scheme for the Mutual Recognition of Test Certificates for Electrical Equipment）に基づき発行されたCB試験レポートの受け入れ等を希望する。	・ テレビとセットトップボックス延期省令2716号 ・ DVD、ブルーレイ及びオーディオ機器省令2684号 ・ ホームシアター機器・プリンター省令2371号
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	許認可審査の煩雑・長期化・非効率	・ 環境許認可・建設許可等、プロジェクト実施に関する規制につき、 － 審査時間の長期化（最短で2年）、 － 審査機関の多数化・審査項目の重複、 － 審査受付期間が申請中に変更される、 － 極めて初期的な段階で詳細な設計資料を要求される、 等、審査の非効率・予見不可能性がプロジェクトの検討・実施の障害となっている（審査長期化によりプロジェクトの経済性予測が困難、機会利益の喪失、許認可関係のコスト増）。	継続	・ 審査期間の短縮。 ・ 審査機関・項目の見直し(一元的な受付機関の設立検討含む)。 ・ 審査の段階に応じた提出書類・情報の見直し、等。	
12. 政府調達						
1	日商	政府調達における契約条件	・ 地方自治体（客先）への機器・役務納入契約において、客先が弊社との契約条件を遵守せず、代金回収が大幅に遅れている事案が発生してい	新規	・ 締結された契約条件の遵守。当該契約条件を政府都合で変更する場合	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		の不遵守	る。 同事案の状況は、同自治体を統括する地域政府が、弊社と客先により締結された契約条件を尊重せず、それに伴い機器・役務が客先に検収されず、弊社は代金回収ができない。 背景としては、①地域政府（監査・コントラロリア）による同自治体への監査介入と、②チリ政府による地域政府への交付金の配布遅れ（チリ政府による徴税予定額が大幅に減少し、チリ政府から地方政府への交付金配布が遅れていること）等。		には、当該変更によって納入業者が被る損害について、政府は賠償金の支払いに応じる等の制度（救済策）を構築して欲しい。	
13. デジタル・データ関連の問題						
1	日機輸	統一されたAI基準の未整備	・各国では、AIに関する法令・ガイドラインの整備が進められている。AI活用が拡大する中、特に国際的にビジネスを行っている企業にとっては、各国の法令・ガイドラインが調和のとれたものでないと、コンプライアンスコストが上がりビジネスに支障が生じかねない。	新規	・各国政府は、規制の断片化を最小限に抑えるため、国際的に調和の取れたAI基準を策定すべき。既存のプライバシーおよびデータ保護の枠組みとAIガバナンスを整合させることは、相反する義務を防ぐうえで不可欠。 ・また、リスクベースの規制モデルを採用し、高リスクの用途に監督を集中させつつ、低リスクの用途が効率的にスケールできるようにしてほしい。	・ Chile AI guidelines
99. その他						
1	日商	生活環境、治安の悪化	・チリ国内における治安悪化。チリでは殺人・誘拐の増加率が南米でも高水準にあり、件数以上に犯罪の暴力性・組織性が強まっていることから、駐在員およびその家族の生活安全リスクは確実に上昇、暮らしの安全が脅かされつつある。	継続		
2	日機輸	生活環境、治安の悪化	・チリ国内における治安悪化。チリでは殺人・誘拐の増加率が南米でも高水準にあり、件数以上に犯罪の暴力性・組織性が強まっていることから、駐在員およびその家族の生活安全リスクは確実に上昇、暮らしの安全が脅かされつつある。	継続		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
3. 経済安全保障に起因する問題						
1	日機輸	高まる地政学的リスクとコンプライアンスの欠如	・税務、貿易、ESG、腐敗防止など各分野で頻繁に規制改正が行われており、加えて米国の通商政策変更や制裁を含む地政学的不安定性が、重大なコンプライアンスリスクとなっている。 ・米国による執行強化の影響で、海外腐敗行為防止法（FCPA）、マネーロンダリング防止、制裁規制に関する米国の執行方針は、カルテルや国際犯罪と関係のあるラテンアメリカ企業も対象としており、多国籍企業の法的リスクが高まっている。	新規	・コンプライアンス上の不確実性を低減するために、政府は各機関にまたがる制裁に関するFAQを統合して公開し、企業が義務をより一貫して業務に落とし込めるようにすべきである。 ・さらに、特にラテンアメリカなど高リスク地域における制裁リスクに焦点を当てた、体系的な業界によるround table（座談・意見交換）を実施・参考にすることで、民間企業は意図しない影響を特定し、コンプライアンス上の死角に対処できるようになる。 ・加えて、新たに出現する国際犯罪ネットワークに関するデータ共有を改善することは、企業が不正な取引相手を早期に検知するのに役立ち、コンプライアンス全体の強化につながる。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日商	コンセッション契約に対する違憲判決による建設・鉱山機械需要の消失	・コンセッション契約に対する違憲判決による建設・鉱山機械需要の消失について。 カナダのファースト・クオンタム・ミネラルズ社の現地法人ミネラ・パナマ社とパナマ政府が合意し国会にて承認のうえ法制化されたコブレ鉱山の鉱業コンセッション契約に対して、2023年11月にパナマ最高裁が違憲判決を下したものの。これによりコブレ鉱山は全面操業停止となり、建設機械・鉱山機械需要が消失した。 2025年以降は新政権の下で「再開を排除しない」方向へ政策が転換しており、2026年前半に操業再開の可否が判断される見通しであるものの、不確実性は依然として高い状況。	継続		
2	日機輸	国会承認後法制化された契約書に対するパナマ最高裁の違憲判決	・国会承認後法制化された契約書に対するパナマ最高裁の違憲判決について。 カナダのファースト・クオンタム・ミネラルズ社の現地法人ミネラ・パナマ社とパナマ政府が合意し国会にて承認のうえ法制化されたコブレ鉱山の鉱業コンセッション契約に対して、2023年11月にパナマ最高裁が違憲判決を下したものの。これによりコブレ鉱山は全面操業停止となり、建設機械・鉱山機械需要が消失した。2025年以降は新政権の下で「再開を排除しない」方向へ政策が転換しており、2026年前半に操業再開の可否が判断される見通しであるものの、不確実性は依然として高い状況。	継続		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	商標権出願審査の長期化	・ 商標出願から5年以上経過後も、審査結果が出ていない。	継続	・ 迅速な審査を実施していただきたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	外資企業経営者の居住者要件	・ブラジルでは駐在員事務所という法人格は認められておらず、また、外国企業の支店設立は許可を得るのが難しいため、現地法人の形態を採ることとなる。その会社経営を行う代表者はブラジル居住者(外国人の場合は永住ビザを有する者)に限られる。 [永住ビザ取得のための条件……代表者交代の場合も下記条件が必要] 2017年11月決議により、未定の一時滞在および一時ビザIX-投資を取得するには、企業は事前に以前の滞在許可を法務省に申請する必要がある。この目的のためには、(i) 600.000 ブラジルドル (1100.000 米ドル) の投資が証明される必要がある。または (ii) 150,000,00レアル (27,500,00 米ドル) の投資。ただし、今後2年間で少なくとも10人の地元住民を追加で雇用することを条件とする。 この規定は取締役またはその他の幹部にのみ適用される。	継続	・事業形態により様々の企業登録ができるようにすべき。 ・他国のように駐在員ビザの取得を容易にすべきである。 ・制度撤廃。	・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017
2	自動部品	ロイヤルティへの規制	・技術ライセンス契約への制約が多い。（契約期間が最大5年間であるが更に5年更新可能、合計更新期間に制限は無いが国立産業財産権院(INPI)への説明/承認が必要、またロイヤルティ料率上限が売上高の5%以内といった制約あり）。 契約書の発効には、INPIへの申請・登録が必要であり、各送金には中央銀行への登録が必要。特にINPIへの登録に際しては、契約書内容の詳細な確認、審査が行われ、時間を要する。 送金の際には源泉税12.5%に加え、契約内容や提供するサービスの種類によってはPIS/Cofins やISSといった様々な課税がなされるリスクがある。 適用される税金を定義するために、契約書上で非常に明確な定義を必要とする。	継続	・制限の撤廃。 ・契約認可手続きの簡素化。 ・税制の簡素化及び税率の削減。	・外国資本及び海外送金に関する法律
3	日商	ロイヤルティへの規制	・技術ライセンス契約への制約が多い。（契約期間が最大5年間であるが更に5年更新可能、合計更新期間に制限は無いが国立産業財産権院(INPI)への説明/承認が必要、またロイヤルティ料率上限が売上高の5%以内といった制約あり）。 契約書の発効には、INPIへの申請・登録が必要であり、各送金には中央銀行への登録が必要。特にINPIへの登録に際しては、契約書内容の詳細な確認、審査が行われ、時間を要する。費用も徴収される。	継続	・制限の撤廃。 ・契約認可手続きの簡素化。 ・税制の簡素化及び税率の削減。	・外国資本及び海外送金に関する法律
4	自動部品	技術援助契約の手続きの煩雑さ	・ブラジルの技術援助契約は車種ごとに有期（最長10年）で契約を締結する必要があり、新製品、モデルチェンジの都度、技術援助契約を締結し、ブラジル産業財産庁（INPI）に登録しなければならないため追加更新手続きが煩雑。他国では親会社と子会社の間で1種類の包括契約で自動更新で足りる。	継続	・技術援助契約に関する規制緩和。	
5	日機輸	INCOTERMの不適用	・CIFまたはCIPは、製品の原価値+保険+運賃を正しく通知する必要がある。 ブラジルの輸入業者が合意したインコタームズと保険の適用範囲に関係なく、当社は外国の保険会社を雇うことを許可されていない。 ただし、Circular SUSEP 392/09は無効になっているため、外国の保険に加入する必要性は少なくなっている。そのためには、Circular	継続	・ブラジルにおけるCIF/CIP取引に関する保険規制は依然として不明確であり、外国保険の利用制限が実務上の負担となっている。Circular SUSEP 392/09が失効した現在、要件が緩和されているにもかかわらず	・ Resolução CNSP Nº 197/2008 ・ Circular SUSEP Nº 603/2020

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			SUSEPN°603/ 2020によると、特定のカバレージに関するものでなければならぬ（Resolução CNSPN°197/ 2008）。		ず、具体的な運用基準が十分に示されていない。CIF/CIP価格通知の要件を含め、外国保険の利用可否や適用条件について、より明確で予測可能なガイドラインを提示いただくことを要望する。	
6	日機輸	海外部品メーカーに不利な税制恩典	・ 現実には国内に製造会社が存在しないにも拘らず、現地の企業が基礎製造工程（PPB）を申請・取得することにより、そのカテゴリーの製品の国産化義務付けで実質的に輸入禁止としている（RC、LNB）。但し、セットメーカーには新製品を条件に例外として輸入が認められている。 電子部品の市場、AV機器からIT・白物家電・自動車に広がっている中で各種制度が各製品分野、各州別に制限され、市場規模の十分でない環境で部品ビジネスの成立が益々困難になっている。更に、各種恩典が製造投資を条件にしている。逆にセットメーカーに対しては部品・材料の輸入に対し最大限の恩典が与えられる、部品メーカーとしての事業経営が成り立たなくなっている。 前記のインセンティブは： ①Lei 2826：マナウスFTZでのICMS（商品流通サービス税、17%）の55%.75%or100%免税、according to each product. However the Government requires the proof of innovation for some goods, which can lead to a decrease of the incentive percentage. ②Lei da Informatica：ICMS17%から7%に減免、IPI（工業製品税、10%-20%）の80%免税。 ③RECOF：情報通信産業に対し、通関優先権や輸入関税及び全ての税金の製品出荷時までの支払いのサスペンド。実効税率が大きな中で資金面で便利になる。 ④Drawback：製造会社が輸出向けの製品に使う部品直接輸入に対し、輸入関税、IPI（工業製品税）、ICMS(商品流通サービス税)等が免税される。 ⑤Regime Automotivo：自動車分野に対してのI.I.L.（輸入税）の40%免税。条件として製造投資の他に自動車産業向けの売り上げが50%以上とされており、一般の電子部品会社にとっては条件クリアが不可能。 ⑥加えて自動車業界については流通の中間段階では全ての税が免除されることから新規の取引開始は実質不可能となった。（法律10485/11.2003）	継続	・ 税制の複雑さに加えて、変更が頻繁にあり、常に法的リスクが伴うため、税制上の優遇措置（例：ICMS/VAT 電子レンジ事業）の付与に不一致が生じる可能性がある。 税制改革が承認され、実施は2026年に始まり、2032年まで続く。 新しい税モデルの主な特徴 マナウス自由貿易地域の税優遇措置、および資本財に対する特別関税制度の維持。 さらに、税制改革により、電子レンジ事業をめぐる付加価値税に関する不一致も解決される。	・ Law 2826/2003 ・ Law 8248/1991 ・ Law 10176/2001 ・ Law 11077/2004 ・ Law 13023/2014 ・ Law 10485/2003 ・ Law 214/2025
7	日機輸	国産化優遇税制による内外差別待遇	・ 国産化優遇税制により、国産企業には輸入税、および工業税が減免される（輸入税は地域によって違う）。 消費地での生産を優遇するICMS税の変更により輸入コンテンツが売価の40%を超える商品には FCI（import content form）に輸入コンテンツ額の記入義務が課され、輸入コンテンツフォームに輸入コンテンツ額の記入が課され、それらは州税務署へ毎月提出する義務がある。	継続	・ 現地調達部材は価格、品質面で問題あり。 ブラジルは消費税（VAT）に関する税制改革を開始した。 将来的には、IPI（1/27）と ICMS（1/32）は存在しなくなる（輸入税は残る）。	・ Resolution SF 13/2012
8	日鉄連	自国籍船使用優遇	・ 自国産業保護のため、免税品種においてはブラジル籍船使用を義務付け。SALVADOR以北の港で陸揚げ、商船基金支払免除。	継続	・ 制度の撤廃。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
9	自動部品	自国保険主義	・国内保険会社の使用を義務付けられ高い料率を要求される。	継続	・自国保険主義を廃止して頂きたい。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	医機連	高輸入関税	・ブラジルでの製品カテゴリ別での関税率は下記の通り。 ーボンド、レジン、陶材：2% ーセメント：12% ージルコニア：16% ー雑品：18% 特に、セメント、ジルコニア、雑品の関税率が高く、現地での販売価格も高くなってしまう。 また、米国における医療機器の輸入は原則非課税、欧中もEPAやRCEPにより、段階的に非課税となる制度があるが、ブラジルに関しては同様の制度はない認識。	継続	・減税、関税撤廃。 ・ブラジルとの経済連携協定締結。	
2	日機輸	高輸入関税	・日本の食料品に対する輸入規制は解除されたが、輸入関税が高額である。	変更	・水準の適正化検討をして頂きたい。	
3	日鉄連	鉄鋼輸入に対する関税引き上げ	・2024年2月8日、開発商工サービス省（MDIC）が鉄筋棒鋼・鋼管の計5品種につき最高16%の輸入関税の引き上げを実施。（対象HSコード：7214.20.00、7304.19.00、7304.29.39、7306.30.00、7306.61.00）	継続		
4	日鉄連	鉄鋼輸入に対する関税割当及び関税引き上げ	・2024年5月29日、開発商工サービス省（MDIC）が熱延鋼板類、冷延鋼板類、めっき鋼板類、線材、溶接鋼管類の11品目を対象として関税割当を導入する旨、官報公示。（対象HSコード：7208.37.00、7208.38.90、7208.39.10、7208.39.90、7209.16.00、7209.17.00、7210.49.10、7210.61.00、7213.91.90、7305.11.00、7305.12.00） ・2024年10月14日、開発商工サービス省(MDIC)が継目無鋼管類等の2品種を関税割当へ追加した旨、官報公示。合計13品目となった。（対象HSコード7304.19.00、7306.19.00） 枠内の輸入にはMFN関税が適用されるものの、枠を超過した輸入に対しては25%の追加関税が賦課される。	継続		
5	日機輸	中古品と新品への無差別な関税賦課	・新品、中古品に関わらず「本、パンフレット、雑誌、衣類、靴」以外は課税されてしまう。(但し新品の衣類、靴は課税)	変更	・手続き面を含めた効率化をして頂きたい。 ・通関の迅速化をして頂きたい。	
6	日機輸	中古品と新品への無差別な関税賦課	・新品、中古品に関わらず「本、パンフレット、雑誌、衣類、靴」以外は課税されてしまう。(但し新品の衣類、靴は課税)	継続	・手続き面含めた効率化を要望したい。 ・水準の適正化検討をして頂きたい。	
7	印刷機械	関税算出におけるリードタイム	・機械の部品を輸送するのに、現地関税等を含める実際のインボイス価格の数十倍もかかる場合がある。しかもその関税にいくらかかるかは、フォワーダーに見積を毎度依頼して確認しており、弊社ですぐ判断ができず、価格を算出するのにかなりのリードタイムが発生する。	継続	・関税をすぐに計算できるシステム、せめて一覧表等があると大変助かる。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
8	日機輸	FTAによる関税格差	・軸受、自動車部品に対するメルコスール諸国のMFN税率は、それぞれ16%、18%と他国・地域のMFN税率と比較し高関税率である。結果として、当該地域原産の製品対して競争力が削がれている。 近年、他国・地域とメルコスールの間では、メキシコなど経済補完協定（ACE）締結済の国や、韓国・EUなどFTA交渉中の国、中国等交渉を検討している国がある一方、日本は交渉を開始していない。日本が競争力で劣後しないよう、二国間もしくは日・メルコスールのFTA交渉を早期に開始されたい。	継続	・二国間もしくは日・メルコスール間のFTA交渉。	
9	日鉄連	アンチダンピング措置	・2024年10月31日、ブラジル鉄鋼大手Companhia Siderurgica Nacional社（略称CSN）が日本・ドイツ・オランダから輸入される非合金鋼のフラットロール（ブリキ・ティンフリー）に対するアンチダンピング調査を申請し、開発商工サービス省（MDIC）が受理。 ・2025年6月2日、MDICが日本、ドイツ、オランダから輸入される非合金鋼のフラットロール（ブリキ・ティンフリー）に対するアンチダンピング調査を開始する旨、官報を公示。	新規	・措置の撤廃。	
10	日機輸	非特惠原産地規則の未整備・不明確	・非特惠原産地規則が不明確（そもそも定められていない、または詳細規則が不明）。そのため、自主判定が定まらず、関税法違反の懸念が残る。	継続	・WTOが推奨の関税番号変更基準に制定、または明確化。	
11	日機輸	日本・メルコスールEPAの未締結	・EUとメルコスール間の自由貿易協定（FTA）が2026年1月17日に正式署名された。 主要な競合他社の本拠地がEUにあるため、EU・メルコスールでFTA成立によりEUからの輸入品の競争力が増し、日本からの輸入品とブラジル現地生産品のコスト競争力が低下する。	継続	・2025年12月20日、「日・メルコスール戦略的パートナーシップ枠組み」の立ち上げがあったが、交渉を加速させて欲しい。	
12	日機輸	日本・メルコスールEPAの未締結	・EU・メルコスールEPAの発効が前進する状況となり、自動車・自動車部品の輸入において、関税面などで著しく不利になる可能性がある。 日メルコスールEPAについても早期に締結交渉を進め、日系進出企業の事業競争力を落とさない施策が求められる。	新規	・締結交渉の加速。	
13	日機輸	日本・メルコスールEPAの未締結	・韓国やEUとメルコスール間のEPA/FTAの進捗に対し、日本のEPAの進捗が遅れている。	継続	・日・メルコスール（or 伯）EPAの韓国・EUに劣後しないタイミング・内容での締結加速。	
14	日商	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・荷物が現地港到着後、通関許可がおりるまでに複雑な通関手続きや税関ストなどにより長期間を要し、やむを得ない場合であっても保管料が高額である。	継続	・手続き面含めた効率化、リードタイム短縮。 ・税関ストの撲滅。	
15	医機連	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・年中行事の通関ストライキ。	継続	・経済停滞を生じない社会制度の整備。	
16	医機連	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・煩雑で複雑な通関手続き。	継続	・緩和を含むプロセスの効率化。	
17	時計協	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・部品の輸入通関に際し、インボイス上にアイテム毎に重量、材質、メーカー名、価格を記載しなければならず、又品名等をポルトガル語で表記しなければならないため、手間がかかり緊急対応が難しい。	継続	・通関手続の簡素化。 ・通関手続の改善。 ・部品のアイテム毎の表記制度を撤	・通関規則

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					廃すること。 ・品名は英語による記載も可とすること。	
18	日機輸	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・通関手続きはサービス提供者（通関貨物取扱人）への委任状を通じ行われる。また、通関には身分証明書と納税者番号が必要となり、手続きが煩雑になる。	継続	・手続き面含めた効率化を要望したい。	
19	日機輸	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・通関に依存する場合（LCL貨物のみ）、入港時に税関許可を得るまでに非常に時間がかかり、保管費用が高くなる。AEO（認定経済事業者）のメリットを考慮すると、ほとんどの貨物はより少ない時間/コストで処理できる。 例えば「AEO企業の海上での税関許可」等。 商品が港に到着してから税関から許可を得るまでには非常に長い時間がかかり、収納量も多い。	継続	・手続き面含めた効率化、リードタイム短縮を要望したい。	
20	日機輸	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・通関に身分証明書・納税者番号が必要となり、手続きが煩雑である。 ・荷物が現地港到着後、通関許可がおりるまでに長期間(下記参照)要する。その保管料も高額となる。 【サンパウロ】 －船便：約10日間 －航空便：約7日間 【マナウス】 －Green：3日間、で95%のウエイト －Yellow：6～7日間：2%のウエイト －Red：8日間～：3%のウエイト	変更	・手続き面を含めた効率化をして頂きたい。 ・通関の迅速化をして頂きたい。	
21	日機輸	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・荷物が現地港到着後、通関許可がおりるまでに長期間(下記参照)を要し、その保管料も高額となる。 サンパウロ： －船便：約7日間 －航空便：約5日間 －重量：<緑>99.62%、<黄>0.00%、<赤>0.038%、<グレー>0.00% マナウス： －重量：<緑>99.84%、<黄>0.00%、<赤>0.16%、<グレー>0.00% また、慢性的に税関ストライキが発生し、生産活動に支障をきたす。	継続	・手続き面含めた効率化、リードタイム短縮を要望したい。 ・税関ストライキの撲滅。	
22	時計協	輸入手続きの煩瑣・遅滞	(改善) ・輸出入手続は、開発商工省貿易管理課（SECEX/DECEX）が管理するコンピューターシステムである貿易統合システム(SICOMEX) 通じて行うことが法律で義務付けられており、輸出入業者登録（REI）の申請と必要なハード、ソフトウェア等を整備すれば、コンピューターシステムに連結する自社、通関業者、銀行などから行うことができる。	継続		
23	医機連	輸出入手続きの煩瑣・遅滞	・ブラジルの倉庫をハブ拠点として中南米へ輸出する際に手続きで2週間かかる。	継続	・緩和を含むプロセスの効率化。	
24	医機連	高額な税金と通関手続きの	・輸入品に関税や工業製品税等の高額な税金が課せられ、国内生産品との価格差が販売機会の喪失につながっている。	継続		

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		煩雑	これにより医療提供施設や患者にも不利益が生じているため、輸入製品と国内生産品への税率同等化を要望。 通関手続きの煩雑性や所要時間の長期化もリードタイムに影響を及ぼしているため、制度の簡素化を要望。			
25	自動部品	税関検査による在庫負担	・税関の検査対応が発生した場合を想定して、在庫を保有しなければならない。 (通常であれば1週間程度で引き取れるが、場合によっては2~3週間を要する事もある)	継続	・検査頻度の見直しをして頂きたい。	
26	日機輸	単一輸入申告制度の導入および税務分類の複雑化	・単一輸入申告制度(DUIMP: Declaração Única de Importação (Single Import Declaration))の導入およびブラジル税制の複雑さにより、輸入手続きや税務分類において、より詳細な技術情報や書類が求められるようになっている。 一方で、これらの情報は入手が難しい場合も多く、手続きの遅れや業務負担の増加、誤った分類のリスクが高まっている。	新規	・企業が現実的に入手できる情報に基づいた、分かりやすく実務的なガイドラインの整備により、手続きの簡素化と予見性の向上を求める。	
27	日機輸	FTZでの輸入通関手続の仕向け地の決定	・マナウスFTZでは輸入通関時に品物の仕向け地が決定しなければいけない。また、通関後は品物の仕向け地の変更が不可能。 現在も状況は改善されていない。 ManausのImport teamは注意し仕向け地の確認を続けている。	継続		
28	日機輸	FTZでの輸入部品へのI/L取得義務	・マナウス地区において、1997年1月1日より時計の完成品についてはI/Lの取得の必要はなくなったが、部品によって部品毎にI/Lを取得しなければならず(例:スピーカー、電源コード)、煩雑である。 ー現在も部品によって部品ごとにImportライセンスの取得は必要 ーSuframaのシステムが現時点で不安定なためI/Lの承認が遅れる場合がある ー一部項目でのImportライセンスの承認にかかる時間は短縮	継続	・Importライセンス承認にかかるコストの削減。 ・PPBスタンダードリスト(Suframaリスト)への入力項目の追加に関する分析の迅速化、Suframaによる特定新商品の輸入承認。	・通関規則
29	時計協	FTZでの輸入部品へのI/L取得義務	・マナウス地区においては、1997年1月1日より時計の完成品については、I/Lの取得の必要はなくなったが、部品については部品毎にI/Lを取得しなければならない。	継続	・部品のI/L取得義務の廃止。	・開発商工省貿易局「貿易統合システム」
30	時計協	I/L取得手続の高コスト・煩雑・遅延	・I/L取得に掛る費用としてインボイス価格の1.96%徴収(但し、輸入部品総額のランクで異なる)されているが、手数料としては高すぎる。	継続	・I/L取得料の引き下げ。	・開発商工省貿易局「貿易統合システム」
31	時計協	I/L取得手続の高コスト・煩雑・遅延	・I/L手数料の手続が複雑であり、時間が掛る。	継続	・手続の簡素化。	
32	日機輸	郵便物への受取人の税務番号記載義務	・2020年1月1日より物品を包有する全ての郵便物(通常・小包・EMS)をブラジルに送る場合には、受取人の税務番号等を記入することが強く推奨される」と日本郵便より通知あり。 マナウス向けのEMSで商品代に対して4.5倍の課税事例あり。配達が不安定。	変更	・個人の納税番号を郵便物(レター・荷物)の送状に記載することは、個人情報悪用の恐れもある為、記入不要として頂きたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
33	印刷機械	リチウムイオン電池の輸送時の取扱の不統一・不明瞭	・機械に組み込まれているリチウムイオン電池についてSDS（安全データシート）、テストレポートの提出を船積時に求められるようになり準備しているが、船社によってはSP188（リチウム電池を一般貨物扱いで輸送するための特別要件）適用品、かつ危険品ではないことを証明しているにも関わらず危険品と見なされ船積出来ないケースがある。 日本海事検定協会のガイドラインはあるためそれに則して対応しているが、世界各国の船社により基準が異なっているものと思われる。フォーダーも明確には理解出来ていない。	継続	・世界標準のガイドラインの制定。	
34	日機輸	仲介貿易の不許可	・客先を輸入貨物の荷受け人として貨物を直接出荷し、代金決済は国内（ブラジル）にある子会社を通じて行うような仲介（三角）貿易が不可能。	継続	・客先を輸入貨物の荷受け人として貨物を直接出荷し、代金決済は国内（ブラジル）にある子会社を通じて行う仲介貿易を許可いただきたい。	
35	日機輸	中古品の厳格な輸入規制	・ブラジルでは中古品の輸入（Reman）が原則禁止または厳しく制限されており、他国のようなリマン事業の展開が困難となっている。 また、単一輸入申告制度（DUIMP）導入により、中古品はすべて輸入ライセンスが必要となり、手続きがさらに複雑化している。	新規	・リマンについては、輸入可否およびライセンス取得方法を確認できる仕組みの整備に加え、チリ等の他国でリマンされたコンポーネント輸入制限の見直しを要望する。	
36	日機輸	引越貨物の輸入規制	・海外引越は食料品全般、飲料品全般、医薬品全般が禁止品。 ・航空券の半券は入国後、引越の通関が完了するまでは破棄せずに自身で保管が必須。	変更	・水準の適正化検討をして頂きたい。	
37	日機輸	不正輸入・密輸入の横行	・エレクトロニクス機器の不正輸入、密輸入（メルコスールのウルグアイ、パラグアイ経由の迂回輸入や米国のマイアミからの運び屋による輸入）が非常に多く、輸入関税や国内流通税等の公租賦課の不徹底により、現地産品、正規輸入品、正規流通経路での販売品と比べ非常に大きなコスト差が出ており、国内産業の発展を阻害している。 一例：パソコン、携帯電話、家電製品、事務機器	継続	・不正国産品の取締まり強化。 ・不正輸入、密輸入の取締りの強化・徹底。 ・輸入関税引き下げに伴う諸関税率引き上げはやめて欲しい。	
38	日機輸	不正輸入・密輸入の横行	・工業税以外にも輸入税（II）4－20%、州流通税（ICMS）4－18%、連邦売上税（PIS/COFINS）9.25%などの重税状況のため、数量・金額を誤魔化す不正輸入が存在する。ブラジル産業促進のためにも最先端のIT製品輸入が不可欠だが、諸税・規則のため一部悪徳業者による陳腐化した製品や中古品が堂々と新品として販売されている。	継続	・不正輸入品の取締まり強化。 ・重税の緩和。 ・不正国産品の取締まり強化。	
39	日機輸	不正輸入・密輸入の横行	・カメラ製品の税率が高率で、周辺諸国からの密輸品の流入が多く、正常な販売活動を阻害している。国外への旅行者の持ち帰りハンドキャリアが多い。	継続	・不正国産品の取締まり強化。 ・不正輸入、密輸入の取締りの強化・徹底。 ・輸入関税引き下げに伴う諸関税率引き上げはやめて欲しい。	
40	医機連	輸送リードタイムの長期化	・GRU空港貨物システムダウンや豪雨の影響、貨物増加の影響もあり、空港の稼働停滞、滞貨処理の遅延発生。それに伴い、VCP空港向けへのシフトが進み、航空運賃の高騰へ繋がる。	継続	・稼働停滞が生じないよう、空港の整備。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
41	医機連	物流インフラの未整備	・ブラジル北部のアマゾン地域に装置を輸送する際、ボートでアマゾン川を移動するが、降水状況により輸送が困難になる。	継続	・国内物流インフラの整備推進。	
42	医機連	物流インフラの未整備	・劣悪な道路。	継続	・国内インフラの整備推進。	
43	医機連	物流インフラの未整備	・未整備の鉄道網。	継続	・国内インフラの整備推進。	
44	日機輸	物流インフラの未整備	・港湾・国内輸送網・通信網等のインフラ整備状況が悪くコストも高いので、国際競争力のあるモノ作りは難しい。	継続	・港湾、国内輸送網、通信網等のインフラを整備する。 ・港湾インフラのキャパ増、整備。 ・輸送ルート of 安全確保。	
45	日機輸	物流インフラの未整備	・税制恩典地域のマナウスは部品調達の一部がサンパウロ地区からであるが、輸送ルートが非効率であり、日数がかかり、また輸送コストが高い。陸送時の強盗の危険もある。	継続	・輸送インフラの改善、整備。 ・輸送ルート of 安全確保。 ・特に干潮期における浚渫および航行条件の改善。 ・通関および物流プロセスのデジタル化と統合。	
46	医機連	貨物輸送におけるフライト取得難	・物量が多い際（指標：5PL以上）、貨物輸送のフライトブッキングが困難となる。 希望日程は、貨物搬入日の翌々日、通関日の翌日フライトであるが、通関日の1週間以上後のフライトとなる場合がある。	継続	・フライト便数の増加。 ・中国からのEコマース貨物の急増への対策。 ・アジア発海上出荷遅延に起因する航空貨物の増加への対策。	
47	日商	アマゾン川水位低下による物流遅延、停止	・乾期の水位低下により大型船舶が入港できず物流停滞や停止となる。	継続		
48	日商	港湾通関部門のストライキによる物流遅延	・港湾通関部門のストライキにより長期間の業務停滞やイエロー、レッドチャンネル増加。	継続		
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	海外送金許可手続の煩雑・遅延	・配当、元利金の支払（インタコローン）には、ROF（融資操作登録）の申請取得が必要。取組み銀行経由の資本取引にROF番号が参照される。 海外送金に際して、根拠となる証明書類の提示が求められる。書類不備で送金ができないケースがある。	継続	・手続きを簡素化していただきたい。	
2	自動部品	海外送金許可手続の煩雑・遅延	・親子ローン送金には当局（ブラジル中央銀行）の認可が必要であり、機動性に欠ける。	継続		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
3	自動部品	海外送金及び企業グループ間送金規制	・ブラジルレアルは規制通貨であり、円またはUSドルでの送金が必要、キャッシュプーリングシステムを導入出来ない。	継続		・新為替法 https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/br/trade_04.html
4	日機輸	サービスの海外送金規制	・ブラジルでは送金・費用分担の規程が複雑であり、税務当局は通常、所得税（IRPJ/CSLL）、サービス税（ISS）、社会貢献（PIS/COFINS）、および経済活動貢献（CIDE）など、これらを含むこのタイプの規定をサービスとして分類する場合がある。 新しい法律14.537/23が発効し、送金に対する源泉所得税が軽減された。この措置は、代理店、オペレーター、クルーズ船など、観光分野の企業に利益をもたらす。 この法律は、観光、ビジネス、サービス、トレーニング、または公式ミッションでの個人的な費用を賄うために、月額20,000レアルまでの送金に対する源泉所得税率を25%から6%に引き下げる。この恩恵は、2023年1月1日から2024年12月31日まで有効。税率は、2025年に7%、2026年に8%、2027年に9%に引き上げられる。 費用分担協定には依然として法的不確実性がある。連邦歳入庁によると、PIS、COFINS、所得税が課税される。しかし、徴収を否定する裁判所の判決もある。	継続	・根本的にブラジルの規制の撤廃を望む。	・中銀規制(CIRC3961/13) ・Instrução Normativa RFB 1645/16 ・Law 14.537/23
5	自動部品	高金利	・キャッシュがあれば金利で利益が出るメリットはあるが、設備投資を検討した際には足かせとなっている。	新規	・日系企業向けの貸付。	
6	医機連	市中金利の高騰	・顧客が市中銀行等より融資を受ける場合、金利の高騰により与信審査が厳格化および長期化している。	継続	・緩和を含むプロセスの効率化。	
7	印刷機械	ブラジル向け輸出ファイナンス	・ドイツ競合のファイナンススキームが優位にて、競合が難しい。 年利10%(顧客の財務により変動あり)、通貨:ユーロ、借り入れ期間:5年—EURIBOR(欧州マネー・マーケット協会が発表している指標金利)が2%をベースとし、ここに税金、fundコストなどを足し、エンドユーザーにはドイツリースは6-7%でリース/融資。日本企業は不可。 —エルメスがリース/融資に2-3%で保険付与リース/融資の金利と保険金利で、クレジットが一般的なエンドユーザーは年利10%で本スキーム(リース/融資)を受けることができる。 但し、日本の場合は日本貿易保険(NEXI)の基準と判断次第。代理店の信用力が必要。あるいは顧客が優良企業でNEXIが与信を与えられるかどうかである。直接的に輸入者に対して「輸出手形保険」ならびに「貿易一般保険」を利用するには輸入者側の与信が全てである。前述のEF以上の格付けが取れないとNEXI利用は不可能。前述の通り直接顧客に枠を設定する場合は販売する顧客が都度変わるので、毎回輸出する度に与信判断するわけでNEXIの労力と時間は大変である。	継続		
8	日機輸	複雑で頻繁に変更される金融税制・規制	・金融取引税（IOF）や為替に関連する制度が非常に複雑でかつ頻繁に変更される。外国ローン業務において、連邦政令第6.306/2007号は、登録の対象となる外国ローンに関する同時業務を含む、国内の資源流入のための為替取引の決済に対する6%の金融業務税（IOF）率を定めている。ブラジル中央銀行では、直接または国際市場での証券の発行を通じて契	継続	・規制の簡素化。	・法令 (Federal Decree) 6.306/2007 ・法令 (Federal Decree) 8.263/2014

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			約されており、平均最低期間は最大180日である。その平均最低期間を超える事業の場合、税率は0.38%。			・法令 (Federal Decree) 11.153/2022
5. 税制						
1	日機輸	高率で複雑な輸入関税・税務制度	・ブラジルでは輸入関税に加え、国内取引でも複数の税が重複して課されるため、税負担が非常に高い。税額計算方法が複雑であることに加え、税のクレジット・還付制度が実務上うまく機能せず、支払済み税額が適切に還付されないケースも見受けられる。2026年以降、段階的な税制改革が予定されているが、現時点では具体的な制度設計やタイムラインが不透明であり、事業計画上の不確実性が残っている。	新規	・税制の簡素化・透明性向上および税還付制度の適正運用に向け、ブラジル政府への働きかけを要望する。 ・また、税制改革の具体的な制度設計およびスケジュールの早期明確化を求める。	
2	日機輸	高率で複雑な輸入関税・税務制度	・自動車部品の輸入時に課せられる税金は、連邦税として輸入税、工業製品税、州税として商品流通税が存在する。輸入税、工業製品税率はアイテムにより異なる。商品流通税は、州により異なる。間接税について国会で税制改革審議中。2023年末までに決議を得られる可能性有。	継続	・税制の整理統合・簡素化・軽減化及び日本とのEPA締結。	・税法
3	日機輸	高率で複雑な輸入関税・税務制度	・案件により免税となることもあるが、輸入税に加えて付加価値税、商品流通サービス税、工業製品税、サービス税（役務の輸入の場合）等の税金が課税され高いコストとなる。	継続	・税制の簡素化及び税率の削減。	・税法
4	日機輸	複雑で多岐にわたる税制	・法人所得税が34%と世界第2位の高い税率であることに加えて、所得税を含む連邦税、州税、市税それぞれにおいて様々な税種目が存在する。法律改正や時限立法、大統領令等によってそれらの税制が頻繁に修正されるが、その定義の曖昧さゆえに複数の法解釈が成立し、結果税法遵守のために税務に精通したスペシャリストの雇用や税務コンサルタント起用に多大な支出を強いられる。それでも各種税務クレームを回避することは実質困難であり、数年に及ぶ係争に至るケースも多く、係争のために弁護士費用も費消する。	継続	・現政権下で検討されている減税や税種統合に期待しているが、税收減少を補う政策が具体化されておらず楽観視は難しい。少なくとも曖昧さを排除した明確な各種税に関する再定義が示されれば以降の税務対策に有効と考える。	・憲法第VI章第145章 ・租税法第9条租税法令下の各種条約、国際協定、法律、行政令 ・租税法第100条補足規定 可の各種省令、通達、行政裁判判決、州間租税協定他
5	自動部品	複雑で多岐にわたる税制	・世界一複雑と言われているブラジルの税制。 法人所得税（IRPJ）、工業製品税（IPI）、商品流通サービス税（ICMS）、サービス税（ISS）、社会保険融資負担金（COFINS）、輸入税（II）、輸出税（IE）に加え高額関税、製品ごとに税率が異なっている。 政府への財務状況の毎月提出義務、税免除の為の手続き関係で財務部門の工数大。 2026年より税制改革がスタートするが2030年までの間の暫定処置対応等も工数大となる。	変更		
6	自動部品	複雑で多岐にわたる税制	・税、手数料の種類が多く、複層化しているため、経理・納税事務が煩瑣でコストアップ要因となっている。	継続	・税制の簡素化及び税率の削減。	・税法
7	日機輸	複雑で多岐にわたる税制	・複雑且つ高率の税制（法人所得税、工業製品税、金融取引税、社会統合計画税（売上税）、社会保険融資負担金（売上税）、利益社会負担金、商品流通サービス税）。	継続	・ブラジルは消費税（VAT）に関する税制改革を開始。 その他の税金（金融取引税、社会統合計画税、社会保険ローン負担、利	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					益社会貢献金)については変更の見込みはなし。	
8	日機輸	複雑で多岐にわたる税制・頻繁な改正	・税、手数料の種類が多く、複層化しているため、経理・納税事務が煩瑣であり、コストアップ要因となっている。 ①連邦税、州税、市税 計16種類 ②各種手数料、負担金 計27種類 ブラジル政府は税制を簡素化するための法案を2023年12月に通し、消費税改革を定める憲法修正条項（EC）第132号が制定された。 この改革は補完法（LC）によって規制され、国民議会によって評価および承認される予定である。この規制が前提になり、税制改革は軌道に乗る見込み。 要約すると、この改革は、PIS、COFINS、ICMS、ISS、およびIPIを廃止し、物品およびサービスの拠出金（「CBS」）と商品およびサービス税（「IBS」）含む付加価値税システム（VAT-DUAL）を確立することで構成されている。 ・税制改革が承認。実施は2026年1月に始まり、2032年12月まで 【新しい税制モデルの主な特徴】 －Extrema工場のICMS（VAT）税優遇が削減され、Amazonas工場（マナウス自由貿易地域）の税優遇は維持されます －新しい税金（IBSおよびCBS）の支払いを条件とするクレジット。 －詐欺や税金滞納を減らすためのメカニズムとして分割支払いを採用します。 －特定の財政特性を持つセクターに対する特定の税制を維持します。 －必需品およびサービスに対する減税率による差別化された税制。	継続	・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 ・建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 ・一般的税制の導入。 ・全ての税の付加価値税化と税率の低減。 ・税制の簡素化（税の種類を減じる）。 ・左記税制の変更は、ブラジルにおけるより効率的で公正な税制の追求における大きな前進であり、前述のように、企業の事業運営に大きな影響を与えると予想されるため、その影響を理解し、正しく測定することが不可欠。	・ Constitutional Amendment 132/23 ・ Law 214/2025
9	日機輸	複雑で多岐にわたる税制・頻繁な改正	・複雑にして高率かつ多種の税金があり、また頻繁に税制が変わる。特に日本と異なるところは下記である。 ①法人は、毎月課税標準または税債務を計算しなければならない。 ②連結納税制度はないが、関係会社に対する投資が20%以上の者には、持分法が適用される。	継続	・ブラジルは消費税（VAT）に関する税制改革を開始。 所得税と資産税の変更が予想される。	
10	医機連	複雑で多岐にわたる税制・頻繁な改正	・複雑な税制（都度の交渉が必要な各州による税制恩典の違い、税金とは呼ばないが実質税金と同じ性格のものなど）で投資回収計算が煩雑になる。	継続	・税制単純化。	・ ICMS ・ IPI ・ PIS/COFINS
11	日農工	複雑な現行税制および新税制改革法案	・ブラジルの税制が、連邦、州、市にわたり、複雑で頻繁に改正されるため、専門コンサルタントの起用による管理を強いられている。税制改革法案が新たに2023年12月に可決されたものの、その法案がすべて施行されるのは、2033年であり、それまでの移行期間についても、見通しが不透明。過払いにより還付されるべく税金の今後の申請方法など、不透明な要素が多い。	継続	・新税制改革法案の責任ある施行。	・ 憲法改正法案(Emenda Constitucional) 132/2023
12	日機輸	新税制移行の長期化・複雑化・対応負担	・自動車部品の輸入時に課せられる税金は、連邦税として輸入税、工業製品税、州税として商品流通税が存在する。輸入税、工業製品税率はアイテムにより異なる。商品流通税は、州により異なる。 当該間接税については、国会にて税制改革に関する承認が得られ、2026年～2033年に向けて大幅な税制改革が行われる。	変更	・税制の整理統合時の混乱回避。 ・税制改革プロセスおよび実勢の適用に関する情報の明確化、透明化。	・ 税法

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			事前情報の不足や政府側対応の遅れから、直前での大幅な工数やシステム投資が必要となった。 今後新税制への移行期間となる2033年まで、継続的な混乱を懸念している。			
13	日機輸	新税制移行の長期化・複雑化・対応負担	・間接税改正法が施行されたものの、新税制への移行期間は2026年から2033年と長く、その期間は旧税制と新税制が平行して適用されるため実務が複雑化する。新税制対応に伴う税理士へのフィーや事務作業等、多大な税務関連コストは引き続き負担を余儀なくされることが予想される。また、間接税率自体も28%と高い水準になっている。	継続		・各種税法
14	日機輸	新税制移行の長期化・複雑化・対応負担	・2026年に導入される配当源泉税について、実行税率と配当源泉税10%の合計が34%を上回る部分について、源泉税の還付請求が可能という理解だが、請求額の計算方法の詳細(*)や手続きについてまだ公表されていない。 (*)配当を送金した日が含まれる事業年度の当地年度末の実効税率を参照するのか、その場合、連結決算上、未分配税効果をどう計算するのか、実効税率算定時における利子配当の取扱い等	新規		
15	日商	新税制移行の長期化・複雑化・対応負担	・2026年から適用となる税制改革に関する情報が不透明な部分が多く、新旧両間接税が並行する期間の納税・システム等の対応において、今後、大幅な工数やシステム投資が必要になると懸念される。	継続	・早期の方針提示と移行期間の短期化。	・税法
16	日機輸	新税制における整理統合の不足	・ブラジル間接税の改革が2024年に決まり、2026年～2033年にかけて導入されることが決まったが、その内容は単なる名称変更に過ぎず、州税、市税の税率も従来通り各地ごとに異なる適用のまま。 また、適用条件や例外条件などがさらに複雑化されたことで、ほとんど整理、統合されたとは言えない。	新規	・新税の適用条件明確化および更なる統合、簡素化が望まれる。	・税法
17	日機輸	税法規定の不明確、債権相殺の制限	・欠損によるTax Lossの規定があいまいでなかなか使用できない。税務上の損失の30%のみを使用することを現在認めている。最高裁判所はこの立場を確認済。 企業にプラスまたはマイナス影響を与える可能性のある税法に関する議論が、行政および裁判所で行われている。 2024年1月、税法に別の項目が追加され、法的な不確実性を生むこととなった。それは、債権相殺の制限である。納税者が政府に対して訴訟に勝訴した場合、その訴訟から得た債権を自由に税金の借入金相殺に使用することができなくなる。これは月ごとの税金の制限となる。	継続	・ブラジルの税制について、より明確で予見可能なルールを要望する。 税損の利用に関する立法は依然として不明確であり、30%の制限は企業の損失控除を大きく妨げている。また、頻発する税務紛争は法的な不確実性を高めている。 ・さらに、2024年に導入された税額控除の相殺制限は、企業の負担を増加させている。これらの点について、より高い明確性、安定性、柔軟性を求める。	・法人税法 ・Corporate Tax Law ・臨時措置 1202/2023 ・Provisional Measure 1202/2023
18	日機輸	売上を課税ベースとする給与納税制度	・法令12715号(2012年9月18日発行)55条により業種によっては従来の給与額20%に対し売り上げの1%で納税する制度への選択が可能となった。	継続	・給料付帯経費の負担低減。	・法令12715号55条(2012年9月18日発行)

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
19	日機輸	貸倒の納税額償還制度の不在	・付加価値税・売上税が課税された売上債権が貸倒となっても納税額を償還する制度がない。税率も貸倒リスクも高いので影響が大きい。最高裁判所は、販売損失が生じた場合の税金の払い戻しはないと判断している。	継続	・和議・倒産に限定でも良いから制度化を望む。	
20	日機輸	サービス輸入の高い源泉税賦課	・海外から輸入するサービスに対して取引先への決済時に源泉税（30～45%）が生じ実質輸入するサービスが高価となっている。租税条約の締結相手も限られている為に実質コストアップとなる。また、海外からブラジルに向けて役務提供をする際のコスト増でもあり海外からの競争を妨げる仕組みとなっている。	継続	・税制改定をして頂いて税率の低減、ないし撤廃、もしくはより多くの国との租税条約の締結を希望する。	
21	自動部品	輸入品への複雑な課税	・輸入税に加え付加価値税等の各種税金が課税される。	継続	・税制の簡素化。	・税法
22	日機輸	ロイヤルティや役務提供料にかかる高税金	・源泉所得税に加えて、ロイヤルティ支払の場合はCIDE（Contribuição de Interbenção no Domínio Econômico＝特定財源負担金）及びIOF（Imposto sobre Operações Financeiras＝金融取引税）の合計10.38%の追加税金、役務提供料の支払いの場合はCIDE、IOF、PIS（Program of Social Integration＝社会統合基金）、COFINS（Contribution for the Financing of Social Security＝社会保険融資納付金）、ISS（Imposto sobre Serviços＝サービス税）の合計25%の追加税金がかかり、負担が大きい。 ・また、2025年8月にSTF（最高裁）が技術移転を伴わない支払についてもCIDEの対象であるとの見解を示し、これにより著作権や特許に対するロイヤリティ、技術支援・管理サービス等の国外送金についても課税が行われる見込みとなった。技術移転を伴わない支払への拡大は本来の制度趣旨を逸脱しており、ブラジルでの事業展開の障害となる恐れがある。	継続	・前提として、源泉所得税に加えての高税率の追加税金負担の制度は撤廃していただきたい。加えて、技術移転を伴わない支払に対する課税は、課税対象を見直していただきたい。	・ブラジル産業財産法 Brazil Industrial Property Law
23	時計協	重い税負担	・社会保障を含む各種税負担が大きく、二重、三重に課される税金がコストを押し上げており、利益を圧迫する（いわゆるブラジルコスト）。特に、工業製品税、商品流通税といった付加税、内国税が高税率である。 例：マナウス地区から地区外のブラジル国内に出荷する完成品については、FOB＋運賃＋保険料に対し輸入税が20%掛り、その輸入税を付加した額に工業製品税約20%（時計ケースの材質で異なる）、商品流通サービス税6%が課される。但し、マナウスで製品化される場合は、工業製品税は免除される。	継続	・税率の引き下げ。 ・税制の見直し・整理統合・簡略化。	・法律9249号第25条
24	日機輸	重い税負担	・重税のため商品販売価格が先進国の2～3倍になってしまう。商品流通の税金が高いために不正に税を免れるコピー品価格は純正品に対して3倍以上も安くなってしまう場合もある。	継続	・不正輸入品の取締まり強化。 ・重税の緩和。 ・不正国産品の取締まり。 ・不正輸入、密輸入の取締りの強化・徹底。 ・輸入関税引き下げに伴う諸関税率引き上げはやめて欲しい。	
25	日機輸	重い税負担	・Cofinsだけでなく、多くの課税が売上税方式になっている。IOF（金融取引税、金利に対し1.5%）、CSLL（9%）これらが全てコストになり、	継続	・ブラジルは、OECDルールに従ってブラジルを移転価格ルールに従わ	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			競争力を失いビジネスとして成立が困難。		せる2024年度から有効な新しいルールを発行。	
26	日機輸	重い税負担	・ ICMS税のST (additional sale tax : 代行納税制度) がほぼ全州、全商品に適用されるようになったため、回収サイトが長ければメーカー側の資金負担が大きい。	継続	・ ブラジルは消費税 (VAT) に関する税制改革を開始した。将来的には、STは存在しなくなる (2033年1月)。	
27	日機輸	厳しい繰越欠損金利用制限	・ 法人所得税上の繰越欠損金の利用限度額が、各年度の課税所得の30%までとなっており、諸外国と比べて厳しい。	継続	・ 繰越欠損金の利用限度額を引き上げていただきたい。	・ ブラジル法人税法 Brazilian Corporate Tax Law
28	日機輸	州税還付の困難	・ 州税の商品流通サービス税(ICMS)は州間取引時に還付が出来にくくキャッシュフローに影響。 例えばサンパウロ州で輸入する貨物には輸入時に18%が課されるが同貨物を他州に販売する場合には税率が4%で全額還付相殺に至らず税クレジットが溜まり消化が出来ない。 還付税の統一化に向けての2026～2032年を通じて税制改革が行われるが、過去のクレジットの取扱い、未消化のクレジット権利の扱い、この税権利還付の仕組み等は不明確で税制改革完了後に未消化のクレジットの消滅を懸念。	継続	・ 税クレジットが溜まらない様に輸入時の減免の認可、又は同クレジットを輸入時の納税の際に相殺可能とするなど具体的な早期クレジット還付を得る仕組みを制定頂きたい。昨今溜まっているクレジットの権利維持・現金化等の仕組みも重要。	
29	日鉄連	移転価格税制の比較可能取引価格の不明確	・ 輸出取引上、移転価格税制適用外としての容認限度基準について“海外関連者との取引価格が国内取引価格 (税引き後) の90%を下回らない場合”とあるが、コモディティによっては国内取引価格が明確になってない若しくは国内での取引がないケースがある。	継続	・ 国内取引価格の基準明確化及び国内取引が無い場合におけるの基準明確化。	
30	日機輸	税源浸食と利益移転 (BEPS) Pillar II	・ ブラジル議会は、国内で第2柱のルールを実施する法律15.079/25を承認。この法案は、適格国内最低追加税 (QDMTT) を導入。ブラジルのQDMTTルールは、グローバル税源浸食防止 (GloBE) モデルルールとほぼ一致しており、2025年1月1日以降に開始する会計年度から発効する予定。 QDMTT は、純利益に対する追加社会貢献税 (ポルトガル語では「Adicional da CSLL」) として導入。 つまり、ブラジルの企業は、最低実効税率 15% (法人税) を達成していない場合、追加税 (上乘せ税) を支払う必要がある。	継続	・ 保険手配は現在、専門のコンサルタントを通じてブラジル現地で管理されており、当社の貨物は、当該保険で完全にカバーされているため、本制限は当社の現在のプロセスに影響を与えるものではない。	・ Resolução CNSP Nº 197/2008 ・ Circular SUSEP Nº 603/2020
6. 雇用						
1	日機輸	労働者過保護の労働規制	・ 各種社会保険法により企業の負担する人件費は労働者の額面給与の2倍程度に膨らみ、企業負担が大きすぎる。 かつ、労働法により、毎年一定の賃上げが義務づけられる一方で、給与の引き下げが原則禁止されているため、企業業績や成果評価に応じた適正な給与決定が困難で、人件費は膨らむ一方となる。また労働訴訟が多く、直接雇用関係にない労働者から訴えられるケースも多々あり、予防策が取れない。	継続	・ 構造改革(過剰な労働者保護の見直し)。	・ 各種社会保険法 ・ 労働法
2	日農工	労働者過保護の労働法制	・ 労働法は、労働者保護の立場より、企業に対し制約が多く、各法令の解釈も複雑で専門コンサルタントの起用により、各ケースに対処する必	継続	・ 労働法の改定。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			要がある。また、結果として、元従業員による労働訴訟のリスクも大きい。			
3	日機輸	労働者過保護の労働法制	・ 休暇の付与が厳しい。従業員は、年間30日の休暇から5日以上 of 休暇を最大3回に分けて取得する権利を有する。従業員は、月給の3分の1を追加で支払うことにより、10日間の休暇を剥奪することができる。	継続	・ ブラジルの休暇制度は運用が硬直的であり、企業と従業員双方に柔軟性の不足が見られる。年間30日の休暇を一定日数以上に分割する義務や、追加支払いと引き換えの休暇放棄といった要件は、実務上の負担となっている。これらの規定について、より柔軟で実務に適した運用が可能となるよう改善を要望する。	・ Labor law ・ Law 13467/2017
4	日機輸	労働者過保護の労働法制	・ 法律により、従業員は1日8時間を超えて働くことが禁止されている。従業員は、相殺または追加賃金の対象となり、1日あたり2時間まで残業することができる。時間外労働には追加料金が発生する。	継続	・ ブラジルの労働時間規制は柔軟性に乏しく、実務において運用上の制約が大きい状況。1日8時間を超える労働が厳しく制限され、時間外労働にも厳格な上限と追加コストが生じるため、事業運営の機動性が損なわれている。これらの時間規制について、企業と従業員双方にとってより柔軟で実務に適した制度への改善を要望する。	・ Labor law ・ Law 13467/2017
5	医機連	労働者過保護の労働法制	・ 過度の労働者を保護。	継続	・ 経済停滞を生じない社会制度の整備。	
6	日機輸	現地人雇用義務	・ 駐在員と現地人の給与比率は現地雇用の基準内に設定しなければならない。	継続	・ 駐在員と現地従業員の給与比率を一定基準内に収める必要がある現在の規制は、企業の人事運用における柔軟性を制限している。役割や責任の違いに応じた適切な給与設定が行えるよう、より柔軟で実務に即した基準への見直しを要望する。	・ Labor law ・ Law 13467/2017
7	日機輸	現地人雇用義務	・ 給料や従業員数でブラジル人の比率が3分の2以上必要で中小企業は設 立が難しい。	継続	・ ブラジル人従業員の比率を給与・従業員数の両面で3分の2以上とする要件は、特に中小企業や新規参入企業にとって大きな負担となっている。事業の立ち上げや運営の柔軟性を確保するため、より弾力的で実情に即した基準への見直しを要望する。	・ Labor law ・ Law 13467/2017
8	日機輸	労務費の高騰	・ 人件費や手数料が高い。	継続	・ 法律の理解と執行。	・ Labor law ・ Law 13467/2017

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
9	日商	業績状況等を考慮しない年次賃金交渉	・組合との直接交渉ではなく、工業団地組合と企業側の代表同士で交渉され、企業別の業績状況などは考慮されない。	継続		
10	日機輸	業種別労働組合への強制加入	・労働法により、従業員は職業・業種に応じて労働組合に加入する必要がある。給与改定や労働条件は労働組合が決めるものであり、企業が条件を改定・統一することはできない。	継続	・ブラジルの労働法では、職種に応じた労働組合加入と、それに基づく給与・労働条件の決定が義務づけられており、企業が条件を統一的に管理することが難しい状況。これらのルールは人事制度の柔軟性を損ない、運用負担を増大させている。企業がより効率的かつ公平に労働条件を整備できるよう、制度の柔軟化と明確化を要望する。	・ Labor law ・ Law 13467/2017
11	日機輸	組合との協議の不明確・難しさ	・関係する労働組合の同意を得て従業員向けに「時間銀行」を作成し、労働時間の相殺、休日の欠勤、在宅勤務の条件とともに雇用契約に定めることができる。	継続	・時間銀行を導入する際、関係する労働組合との協議・同意取得プロセスが不明確であり、企業側の運用が複雑かつ時間を要する点が大きな課題となっている。労働時間の相殺や在宅勤務条件などを柔軟に設定できるよう、組合協議の手続きや要件の明確化・簡素化を要望する。	・ Labor law ・ Law 13467/2017
12	医機連	頻発する公務員ストライキ	・頻発する公務員ストライキ。	継続	・経済停滞を生じない社会制度の整備。	
13	自動部品	労働訴訟の頻発、訴訟費用負担の不合理・不明確	・退職者の労働訴訟が多い。労働訴訟を生業にしている弁護士が存在し、退職・解雇者に訴訟を持ちかけている実態が有る。 2024年の労働訴訟件数は211万8515件で前年比15%増、労働者側が敗訴しても裁判費用、企業側の弁護士費用の負担を免れる事が多い。2017年11月の労働法改正により、敗訴した労働者が勝訴側の費用を負担する義務が導入されたが、2021年10月の最高裁判決により、同義務は事実上無効化された。 最高裁判決により、低所得労働者は裁判費用や企業側の弁護費用の負担を免除されたが、低所得であることの証明義務が明確にされておらず、多くの裁判で証明不要との解釈が採用された。	新規	・低所得者優遇される解釈だが低所得明確化の義務が無い。明確化が必要。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
14	日機輸	派遣社員の雇用期間制限	・派遣労働者は需要に応じて配置されるべきである。例えば、クリスマスや母の日などの季節的な需要や、パンデミックなどの予期せぬイベントによる需要などである。 －サービスに対する予測不可能な需要、または予測可能な要因から発生する場合は、本質的に断続的、周期的、または季節的である。 －ストライキ中の労働者の交代には適用できない。 －270日を超えることはできない。 －原則として、派遣労働者は正社員を決定的に置き換えることはできない。	継続	・ブラジルの派遣労働制度は、季節的・一時的需要への対応を目的としつつも、適用範囲や日数制限が厳格で、企業の柔軟な人員配置を妨げている。特に、270日の上限や正社員代替の制限などが実務上の制約となっている。需要の変動に応じて迅速かつ効果的に労働力を確保できるよう、より柔軟で明確な制度運用への改善を要望する。	・ Federal Law N° 6.019/1974 ・ Ordinance n° 789/14
15	日機輸	特異なアウトソーシング制度	・現在、アウトソーシングサービスプロバイダーの非従属性、非常習性、非人格性などの法律の要件を満たしている限り、会社の主要な活動をアウトソーシングする可能性がある。言い換えれば、アウトソーシングサービス会社を雇うことは可能だが、特定の個人を雇うことはできない。	継続	・アウトソーシングについては、非従属性・非常習性・非人格性といった法的要件が厳格に定められており、企業が必要に応じて柔軟に外部リソースを活用するうえで制約が大きい状況。特定個人を契約できない点も実務上の課題となっている。主要業務を含むアウトソーシングの利用について、より柔軟で明確なガイドラインが示されることを要望する。	・ Labor law ・ Law 13467/2017
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・日本からの出張者、支援者、駐在員の受け入れには、短期（短期）商用ビザの取得は必要なし。訪問用の正規パスポートを所持する日本人はビザを申請する必要はない。 この免除は現在、2023年9月30日から有効。滞在期間は入国日から数えて90日間許可されるが、更に滞在する場合はブラジル連邦警察（POLÍCIA FEDERAL）の判断で延長手続きが可能。ただし、滞在合計日数は過去12か月間に180日を超えてはならない。 ※長期ビザは、雇用契約を結んでいる管理職（ビザVITEM V - Workと呼ばれる）に対して申請することができ、雇用契約期間中有効となる。 ※会社の定款に記載されている取締役は、VITEM IX - 投資と呼ばれるビザを申請することができるが、会社がその国に投資していることを条件としている。VITEM VおよびVITEM IXビザの場合、法務省による一時滞在許可が必要。	継続	・ビザ取得手続きの改善。 －国ごとの条件の違いに選択肢がない。 －ビザ取得手続きの簡素化と迅速化、ビザ期間延長の簡素化。	・ Immigration Control Act ・ Law n° 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017 ・ Diplomatic Communication of August 9, 2023
2	日農工	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・日本よりの派遣社員の長期滞在ビザ取得手続きは、非常に煩雑であり、時間もかかる。	継続	・ビザ取得手続きの改善。	
3	日機輸	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・技術支援者ビザ（VITEM V - WORK）の取得には法務省の一時滞在許可が必要となり、許可までに約90日かかる。	継続	・ビザ取得手続きの改善。	・ Immigration Control Act ・ Law n° 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4	日機輸	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・外国人労働許可証の審査が厳しく、役人や技術者の就労許可を得ることが困難。従業員・出向者の長期ビザ発給の遅れは会社の人事政策に支障をきたしており、早急な改善が必要。ビザの発給には多大な時間と費用がかかる。	継続	・外国人労働許可証の審査が厳格で、役員や技術者の就労許可取得が困難なうえ、長期ビザ発給の遅延が企業の人員配置・人事政策に深刻な影響を及ぼしている。申請に多くの時間と費用を要する現行制度は、企業活動の妨げとなっており、審査プロセスの迅速化および手続きの明確化・効率化を強く要望する。	・ Immigration Control Act ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017
5	日機輸	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・外国人労働者は法務省から一時滞在許可を取得し、ビザを取得するまでに約90日かかる。	継続	・外国人労働者のビザ発給は手続が複雑で、法務省による一時滞在許可取得からビザ発給まで約90日を要するため、企業の人員配置や事業計画に大きな遅延が生じている。審査の明確化・迅速化および手続負担の軽減により、円滑なビザ取得が可能となる制度改善を要望する。	・ Immigration Control Act ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017
6	日機輸	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・ビザ申請に時間がかかる（3ヶ月程度かかる場合もある）。	継続	・ビザ申請手続は依然として煩雑で、発給までに約3か月を要する場合もあり、企業の人員計画や業務開始に遅れが生じている。迅速で効率的な外国人受け入れを可能とするため、ビザ審査・発給プロセスの明確化、簡素化、および処理期間の短縮を要望する。	・ Immigration Control Act ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017
7	日機輸	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・短期ビザから永住ビザへの変更手続きには90日かかる。ただし、申請できるのは有効期限の3か月前から。	継続	・短期ビザから永住ビザへの変更手続は90日を要し、申請可能期間が有効期限の3か月前に限定されているため、実務上の余裕がなく、企業の人員計画に大きな支障をきたしている。ビザ発給手続の煩雑さと遅延は外国人材の円滑な受け入れを妨げており、手続きの簡素化・処理期間の短縮・申請可能期間の拡大を強く要望する。	・ Immigration Control Act ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017 ・ Diplomatic Communication of August 9, 2023
8	日機輸	外国人登録手続の遅延	・CRMN（外国人住民登録）の登録・変更申請は予約制となっているので、予約までに時間がかかる。	継続	・ビザ取得の簡素化・スピード化。 ・各種ビザでの滞在期間延長手続きの簡素化。	
8. 知的財産制度運用						
1	製薬協	知財保護に関する法律の不安定	・特許存続期間は特許登録から起算して10年未満であってはならないと規定する産業財産法第40条補項に対する最高裁の違憲無効判決がなされた（2021年5月）。	継続	・ブラジル特許庁の審査遅延によって特許期間が不適切とならないよう	・ブラジル産業財産法第40条補項

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			また、医薬品及びヘルスケアに関する特許については当該判決が遡及適用され、製薬企業がブラジルにおいて有する特許・出願に大きな影響を与えた。 そもそも、40条補項はブラジル特許庁（INPI）の著しい審査遅延を補完する規定であるところ、ブラジル特許庁が進めているバックログ解消の対策は高く評価しているが、製薬関連の特許では、いまだに出願から登録まで10年以上の期間を経る特許出願が相当数ありバックログ解消が十分になされているとはいえない。		にPatent Term Adjustmentの規定を設定するなどの対応を求めたい。	
2	製薬協	知財保護に関する法律の不安定(特許期間の予見可能性)	・特許存続期間は特許登録から起算して10年未満であってはならないと規定する産業財産法第40条補項に対するSTF（連邦最高裁）の違憲無効判決がなされた（2021年5月）。その後、医薬品（製品・プロセス）及び医療用機器・材料等に関する特許については当該判決が遡及適用され、製薬企業がブラジルにおいて有する特許・出願に大きな影響を与えた。 そもそも、40条補項はブラジル特許庁（INPI）の著しい審査遅延を補完する規定であったところ、ブラジル特許庁がバックログ解消を進めているが、製薬・バイオテクノロジー関連の特許出願では、他分野に比べいまだに相当長い審査期間がかかっているものがある。 2025年12月にSTJ（高等裁判所）は、審査遅延等を理由とする特許存続期間の延長を否定（セマグルチド（semaglutida）関連）し、上記STF判断とも整合するとINPIが公表している。審査遅延による実効保護期間の短縮を補償する制度（いわゆるPTA等）の整備が引き続き重要である。 ※PTA（Patent Term Adjustment：特許期間調整）	継続	・ブラジル特許庁の審査遅延によって特許期間が不適切とならないようにPatent Term Adjustmentの規定を設定するなどの対応を求めたい。	・INPIニュース 2025/12/17：STJ判断の公表； https://www.gov.br/inpi/pt-br/central-de-conteudo/noticias/stj-confirma-entendimento-do-inpi-sobre-prazos-de-patentes ・LexML（ADI 5529 / 2021-05-12 の要旨）
3	日機輸	特許出願審査・権利化の長期化	・権利成立までの期間が長く、権利期間が短くなってしまう。	継続	・審査官の増員・Preliminary OAの導入・PPHの対象件拡大等の施策により、バックログ解消を図っている点に感謝する。引き続き、権利化期間短縮に努めていただきたい。	・現地代理人情報、セミナー情報
4	製薬協	特許出願審査・権利化の長期化(医薬・バイオ分野のバックログ)	・ブラジル特許庁（INPI）は、日本特許庁との間の特許審査ハイウェイ（PPH）パイロットプログラムの対象に2019年12月から医薬分野を加え、2021年からは件数制限を緩和し、2025年からは受入件数の増加等を含む運用改善も行われ、実体審査を行わない簡略化された手続（simplified procedure）の検討、preliminary office action等、特許出願のバックログ解消を図っており、パテントバックログ期間も短縮されてきている。 しかし、医薬品分野のバックログ期間はいまだ平均より長期であり、10年近い審査期間を有する特許出願もなお存在するところ、これらの対策などを通して一層の改善が求められる。 ブラジルでは、不正競争法制等により非開示情報の保護は位置付けられている一方で、ヒト用医薬品について、当局のデータ非依拠（non-reliance）を一定期間義務付ける“年限型の規制データ保護（data exclusivity）”が制度化されておらず、上市時点での実効保護の予見可能性に課題がある。なお、Law 10.603/2002による年限型保護はヒト用医薬品を除外している。ブラジルでは新薬発売時に特許未登録であることが多く、引き続き改善のための対策を求めたい。	継続	・TRIPS協定に従い、技術分野で差別することなく適時に特許付与されたい。特に医薬・バイオ分野の審査期間短縮（運用・体制・PPH等の実効性強化）を要望する。	・INPI Plano de Combate ao Backlog https://www.gov.br/inpi/pt-br/servicos/patentes/plano-de-combate-ao-backlog ・PhRMA Blog https://phrma.org/blog/the-time-is-now-to-address-brazils-notorious-patent-backlog

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5	製薬協	特許出願審査・権利化の長期化(医薬・バイオ分野のバックログ)	・ブラジル特許庁（INPI）は、日本特許庁との間の特許審査ハイウェイ（PPH）パイロットプログラムの対象に2019年12月から医薬分野を加え、2021年からは件数制限を緩和し、更に実体審査を行わない簡略化された手続（simplified procedure）の検討、preliminary office action等、特許出願のバックログ解消を図っており、パテントバックログ期間も短縮されてきている。 しかし、医薬品分野のバックログ期間ははまだ平均より長期であり、10年を超えるバックログ期間の特許出願も相当数存在するところ、これらの対策などを通して一層の改善が求められる。 ブラジルは新薬のデータ保護期間がないにもかかわらず、ブラジルで新薬発売時に特許未登録であることが多く、引き続き改善のための対策を求めたい。 また、2023年からルーラ・ダ・シルヴァ氏の大統領復帰に伴うアンチパテント政策への揺り戻しの兆候が懸念されている。	継続	・ TRIPS協定に従い、技術分野で差別することなく適時に特許付与して頂きたい。	
6	日機輸	分割出願要件の厳格化	・ 親件の審査請求後に分割出願した子件のクレームは、親件の審査請求時のクレームの要素によって限定されていないといけないという規定（Brazilian PTO Rule #93/2013 2.7）は、他国と比べて厳しすぎる。	継続	・ 分割は、出願書類によって最初に開示した内容を超えないことを条件としていただきたい。	・ (Brazilian PTO Rule #93/2013 2.7)
7	日機輸	許可通知／拒絶査定通知後の特許分割出願の不可	・ 許可通知、拒絶査定通知、放棄通知のいずれかが公開された時点で審査が終了しており、許可通知/拒絶査定通知のタイミングでは事実上分割ができない。	変更	・ 許可通知／拒絶査定通知を受領した後の例えば数か月間は、分割出願を認めてほしい。	・ Ordinance 14(2024/8/29 発行)
8	日機輸	特許出願係属中の更新料の支払い	・ ブラジル特許出願が係属している間は、更新料（Renewal Fees）をブラジル特許庁に支払わなければならない。現状では、最終的に特許出願を放棄した場合にそれまでに支払った費用が無駄になる。また、審査が遅れている件では、更新料の支払いだけを行っていることになってしまう。	継続	・ 日米等の主要国のように、更新料は登録後に支払うように法改正して欲しい。あるいは、登録時にまとめてそれまでの更新料の累積分を支払えるようにしていただきたい。	・ 産業財産法84条
9	製薬協	強制実施権に伴う情報共有義務による営業秘密リスク	・ 2021年9月に強制実施権に関するブラジル産業財産法第71条が改正施行された。この改正の中で特に問題と考えるのが、強制実施権の発動に伴い「特許又は特許出願の対象に関連する情報、データ、及び文書を有する公的機関は、ライセンス対象の製造に有益なすべての要素を共有しなければならない」との条項である。 製薬企業は各国で製造販売承認を得るために公的機関に当該製品の製造に関する多くのデータや情報を記載した書類を提出する必要があるところ、上記条項によれば、強制実施権の対象となった特許に関する製品にかかるデータや情報が公的機関から共有されることになる。 しかしながら、かかるデータや情報には製薬企業の営業秘密が含まれており、これらのデータや情報の共有がなされると製薬企業のビジネスに大きな影響を与えることになる。 なお、2022年9月に強制実施権に関する法案（PL2505/2022）が再度ブラジル議会に提出され、2026年1月時点でも上院で審議継続とされる。本法案では2021年改正法において、大統領による拒否権が発動した条項が再度盛り込まれているなど製薬企業にとって厳しい内容となっており、制度の不確実性が続いている。	継続	・ 左記条項の削除を強く求めたい。 仮に左記条項が適用・運用される場合には、実施細則において、共有先を限定する、共有先においてライセンス対象の製造に有益な要素のデータや情報を適切に取り扱い保護する（守秘義務や目的外使用の禁止等）といった規定の設定を強く求めたい。 ・ なお、現在ブラジル議会に提出されている強制実施権に関する法案について、製薬企業の営業秘密の開示を求めるなど、企業に過度な負担を求める規定は削除されるよう求めたい。	・ 産業財産法(Art.71 §11) https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/21166 ・ ブラジル上院：PL 2505/2022(状況：Em tramitação) https://www25.senado.leg.br/web/atividade/materias/-/materia/154763

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
10	製薬協	強制実施権に伴う情報共有義務による営業秘密リスク	・2021年9月に強制実施権に関するブラジル産業財産法第71条が改正施行された。この改正の中で特に問題と考えるのが、強制実施権の発動に伴い「特許又は特許出願の対象に関連する情報、データ、及び文書を有する公的機関は、ライセンス対象の製造に有益なすべての要素を共有しなければならない」との条項である。 製薬企業は各国で製造販売承認を得るために公的機関に当該製品の製造に関する多くのデータや情報を記載した書類を提出する必要があるところ、上記条項によれば、強制実施権の対象となった特許に関する製品のかかるデータや情報が公的機関から共有されることになる。 しかしながら、かかるデータや情報には製薬企業の営業秘密が含まれており、これらのデータや情報の共有がなされると製薬企業のビジネスに大きな影響を与えることになる。 なお、2022年9月に強制実施権に関する法案（PL2505/2022）が再度ブラジル議会に提出されている。本法案では2021年改正法において大統領による拒否権が発動した条項が再度盛り込まれているなど製薬企業にとって厳しい内容となっている。	継続	・左記条項の削除を強く求めたい。 もしくは左記条項が運用されるのであれば、実施細則において、共有先を限定する、共有先においてライセンス対象の製造に有益な要素のデータや情報を適切に取り扱い保護する（含守秘義務や目的外使用の禁止等）といった規定の設定を求めたい。 ・なお、現在ブラジル議会に提出されている強制実施権に関する法案について、製薬企業の営業秘密の開示を求めるなど、企業に過度な負担を求める条項は承認されないよう求めたい。	・ブラジル産業財産法第71条
11	時計協	商標権に関する問題点	・商標権に関して、下記の問題がある。 ①異議申立手続きに時間がかかりすぎている。 一事例：5年超で決着しておらず	変更	・諸手続きの迅速化。 ・審理の迅速化。	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	不合理な化学物質規制	・2025年8月にパブリックコンサルテーションが開催され、最新の法規制案が提案された。要求内容の大半はEU RoHS指令と同等の内容となっているが、以下を中心にEU指令とは異なる点があり、製造者の負担が大きい。 －適合宣言書はEU指令よりも多くの情報（輸出入に関する情報、写真、適用除外項目の製品中の仕様部位の情報等）が要求されている －自己宣言の要件に適合していることを示すために必要な技術文書をポルトガル語で保持する必要がある。 －ブラジル国内での販売開始前までに、ブラジル政府登録簿への対象製品の登録が義務付けられており、登録内容は適合宣言書と同等の情報が要求される。 －EU WEEE指令といったリサイクル関連の法規制にて一般的に使用されているゴミ箱×マークが本規制にて要求されている。ブラジルでは、別途リサイクル関連の法規制が検討されているため、それらの規制との関係次第では、将来的な混乱が予想される。	継続	・ゴミ箱×マークの表示要求を本規制より削除していただきたい。この要求は、適切なタイプの規制にて議論されるべきと考える。 ・十分な準備期間を設定した上で、混乱がないように物質群を2つ程度のグループにまとめて順次施行されることが望ましい。 ・登録システムの導入により、適合宣言が政府プラットフォームとシステムに依存するため、製造者にとって負担となるだけでなくリスクも生じる。 ・国ごとに異なる基準を、世界で標準的な基準に統一してほしい。	・ International Sustainability Standards Board (ISSB) standards ・ Brazil/Mexico: Sustainability reporting standards (NIS A-1 and B-1) ・ Brazil RoHS draft resolution regulating hazardous substances in electrical and electronic equipment (EEE) ・ Chile: Law No. 20.920, known as the REP Law.
2	医機連	多重かつ過剰な許認可・監査要件	・BGMP適合証と国家度量衡・品質・科学技術院（INMETRO）の双方で監査が求められ、年次監査が必須であり、企業負担が大きい。 INMETRO認証ではIEC60601-1-9の強制適用など、他国では見られない独自要求が存在する。 ※ブラジルGMP（BGMP）適合証を得るには国家衛生監督庁（ANVISA）の調査を受ける必要がある。	継続	・INMETRO認証においてもMDSAP相互認証によるプロセス簡略化や規格更新頻度の見直しを強く要望。	
3	自動部品	製品安全規制の工数・費用	・ブラジル労働安全衛生規則（NR：Normas Regulamentadoras）は、古い設備もすべて対象となり投資効果のない安全対策費増、工数大。	継続		

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		増	「NR」法令の一部に関しては定期的にコンサルタントで評価する（有料）。 法令点検実施にあたり、実施結果の証明書等で費用が発生する。証明書発行には公共機関の許可が与えられている業者などが多く、全ての手続きに費用が発生する。 ※労働安全衛生規則（NR）は、産業用機械・設備・装置を対象としたブラジルの製品安全規制。			
4	医機連	ANVISA(衛生監督局)への登録手続の遅延	・ ANVISA（衛生監督局）への新製品登録手続きに書類提出後半年かかる。	継続	・ 緩和を含むプロセスの効率化。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	国家プログラムの詳細の不明確	・ 国家バイオケロシンプログラムには、バイオケロシンと化石由来の航空燃料を適切な割合で配合する技術開発や、化石由来の航空燃料を完全に代替する技術開発を含むが、具体的な達成目標が示されていない。	継続	・ 行動計画によりプログラムを促進する必要あり。	
2	日機輸	グリーン技術の制度・インセンティブの開発途上	・ グリーンテクノロジー（グリーン水素等）へのインセンティブ（免税、減税、助成金など）がないため、新しいグリーン技術（グリーン水素など）のプロジェクトの経済性が他国に比して劣後する。 2024年、政府がFUEL OF FUTURE PROGRAMを承認したものの、インセンティブの詳細はまだ検討中の状況。	継続	・ 新興技術に対する投資インセンティブ創出。	・ Programa Combustivel do Futuro ・ Bill 14.993/2024
3	日機輸	グリーン技術の制度・インセンティブの開発途上	・ 炭素市場／排出量取引の関連産業は現状未発達。このため、水素／アンモニアなどの新しいグリーン技術を産業や輸送に採用するには高コストとなる。	継続	・ 炭素市場に関する法案は成立も詳細は検討中の状況。	・ Bill 15.042/2024
4	日農工	環境ライセンス取得手続きの遅延リスク	・ 新工場計画の場合、候補地の環境ライセンスの取得に必要な期間の設定が、手続き遅延リスクがあるため難しい状況。（他社の事例として、購入物件の環境ライセンス取得が数年単位で遅延しているという情報もある。）	新規	・ 環境ライセンス取得手続きの改善・透明化。	
5	日機輸	二国間クレジット制度の未締結	・ ブラジルで創出するカーボンクレジットを二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）の枠組みの中で認めることを要望。	新規		
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	行政手続の複雑・遅延	・ 行政が関係するほぼ全ての手続きにおいて、対応が複雑で時間を要する。当社及び事業会社の実例でも、労働ビザ申請、新任役員登録、商標登録、保税倉庫申請等の遅延があり企業活動に支障をきたしている。	継続	・ 構造改革(過剰な公務員保護の見直し)。	・ ブラジル労働雇用省規則等
2	日機輸	許認可手続きの複雑・不透明	・ 新規取引を開始するにあたり、関連省庁の許認可取得が必要となるケースに於いて、他国と比し手続が複雑、且つ透明性を欠いているため、取引を始められない。 至近の例でも、制度変更予定を理由に輸入販売許認可に関する審査が進まず、制度変更時には、一旦、行った申請が無効とされた。また、新制	新規	・ 許認可関連諸手続の簡素化、並びに手続の進捗に関する透明性の確保。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			度に従い改めて申請するも、手続が膠着している。しかしながら手続の進捗が確認する手立てがなく、膠着状態を改善する術がない。			
3	日機輸	法律の頻繁な改正、猶予不足	・輸入に関する法律は、外国為替の状況により頻繁に変更され、すべての法律および規制は通常、公布の翌月または法律で指定された通りに適用される。 一例：Battery HSコードは、2019年10月にMercosulによって改訂され、2020年1月から施行された。 また、輸入ユーザンスに関する法規制の変更が突発的に起こることがあり、変更内容に詳細が不明なところがある。	継続	・法規の施行には十分な猶予期間を設けるべきである。最低でも3カ月程度の準備期間を認めるべきである。 ・法制度変更通知から施行までの猶予期間を従来よりも長くして欲しい。	・ Res. CAMEX 4 / 2019, OCT, 28th ・ ブラジル中銀令2747号 (輸入ユーザンス関連)
4	医機連	法律改定の複雑・不明確	・各種法律の改定が、旧法の修正・追加という形のため、最新法を見るだけでは全体像が掴めず、いつまでたっても旧法を参照しなければならず非効率・分かりづらい。	継続	・法制度単純化・明確化。	
5	日商	法解釈による不公平	・税法や法規制の内容で不明確な部分が多く、解釈の違いで不公平が発生する。	継続		
6	日機輸	法制度、規制による重いコスト	・複雑な税制・労働法制度、民営化の遅れ等ブラジル特有のコストが重たく、同国の事業発展を阻害している。	継続	・税制改革や民営化等改革のスピーディな推進。 例：例えば進捗途上だが、ガス事業民営化でより安価なガスが製造事業者や家庭で利用可となる。	
7	医機連	訴訟の頻発、判決の遅延	・頻発する訴訟。時間のかかる判決。	継続	・緩和を含むプロセスの効率化。	
8	日機輸	会社設立手続の煩雑・遅延	・ブラジルでは国外からの投資に際して、投資前にブラジルでの法人登録番号（CNPJ）の取得と中央銀行への登録が求められている。この手続きに手間や時間がかかり、投資の実行が遅れるなど、支障をきたすこともあることから、出資する側、される側ともに好ましいことではない。	継続	・当該手続きを廃止していただきたい。	
9	日農工	法人登録や国税庁関連手続きにおける、必要とされる代表者の電子承認の煩雑さ	・ブラジルでは、法人登録や国税庁関連手続きにおいて電子承認システムが幅広く使用されているが、そのプロセスは、複雑であり、ことに携帯・PCアプリは、現地語であるポルトガル語が理解できない赴任者の場合、その使用も極度に難しくなる状況。	新規	・電子承認システム使用プロセスの改善。	
10	日機輸	裁判上の再生手続(破産回避制度)の乱用	・ブラジルでは、農家保護の観点から、2021年の法改正以降、農業法人のみならず個人農家もRecuperação Judicial（伯版Chapter 11(米国の連邦破産法第11章)）を適用する事が許されている。結果的に農家が自身の財政状況が悪化した際、債権者に対して真摯に返済対応をすることなく、当該法制度を使って債務の支払を長期に渡り繰り延べる、同債務金額削減を行う、といったことが多発している。加えて、当該法制度を利用した企業再生法の適用自体を促進するようなコンサル・弁護士も増えている。	継続	・伯版Chapter 11が適用可能な農家の条件厳格化。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
11	日機輸	税恩典の見直しリスク	・完成品輸入税の引下げや、マナウス恩典の見直し等の議論がある。 長年にわたり、現地生産に多大な投資をし、多くの雇用も創出してきた日本の製造業にとって、急激な完成品輸入税の引下げや、マナウス恩典の拙速な見直しは、低品質・安価な輸入品の流入を招き、ひいては現地雇用縮小・ブラジル製造業の弱体化に繋がる。 さらに、政府は2023年度第4四半期に、PIS/COFINS（収入超過税額）およびICMS税制優遇措置にかかる所得税を課す新ルールを設定した。この措置はマナウスに極端な影響を与える。	継続	・中長期視点に立った製造業発展に寄与する政策。	・ Law 14.789/23
12	日機輸	輸出競争力の不足	・ブラジルコストが価格に上乗せされ製造業が裾野産業の拡がり含め脆弱なブラジルは全般に輸出競争力がなく周辺国への輸出すら難しいのが実態。ブラジルの製造業発展、外貨獲得、雇用創出を図るための政策が弱い。	継続	・輸出向け商材への支援。例えば輸出商品に使われる部材の輸入税減免等。	
13. デジタル・データ関連の問題						
1	日機輸	統一されたAI基準の未整備	・各国では、AIに関する法令・ガイドラインの整備が進められている。AI活用が拡大する中、特に国際的にビジネスを行っている企業にとっては、各国の法令・ガイドラインが調和のとれたものでないと、コンプライアンスコストが上がりビジネスに支障が生じかねない。	新規	・各国政府は、規制の断片化を最小限に抑えるため、国際的に調和の取れたAI基準を策定すべき。既存のプライバシーおよびデータ保護の枠組みとAIガバナンスを整合させることは、相反する義務を防ぐうえで不可欠。 ・また、リスクベースの規制モデルを採用し、高リスクの用途に監督を集中させつつ、低リスクの用途が効率的にスケールできるようにしてほしい。	・ Brazil: AI guidelines
99. その他						
1	日機輸	産業インフラの未整備	・インフラ整備（電話回線の状況の悪さ、雷による突然の停電）など問題がある。	継続	・輸送インフラの改善、整備。	
2	自動部品	現地企業の質の低さ	・材料価格が極めて割高、仕入先の工程能力が無く更に出荷検査もできていない。効率よくモノを生産できない為価格が下がらない。 インフレでの売価交渉しづらい。 日本からの進出企業を増やしてほしい。	新規	・日系企業進出に向けた働きかけ。	
3	日機輸	治安の悪化	・雇用機会の不足、所得分配の不平等などに起因すると思われる治安の悪化（最近では、大都市を中心に麻薬絡みの犯罪や未成年者の犯罪も増加しているという）が、投資環境にも影響している。	継続	・治安の改善。	
4	日機輸	治安の悪化	・進出企業の集中するサンパウロでは、オフィス、倉庫物件の場所選定に、従業員の安全、貨物の保存を考慮して選定しなければいけないが、安全条件を満たす場所が極めて少ない、あるいは非常にコストが高すぎる。	継続	・治安の改善。	
5	日機輸	治安の悪化	・サンパウロからマナウスへの部品の陸送時に強盗の危険がある。	継続	・治安の改善。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
6	日機輸	治安の悪化	・サンパウロ・リオデジャネイロだけでなく、全国的に治安が悪化、殺人、強盗、誘拐が多発。マナウス市内の治安（重火器を持った強盗等）が悪化している。	継続	・治安の改善。	
7	日機輸	治安の悪化	・サンパウロ以外の都市には、セキュリティを理由に貴重品が空輸できない。	継続	・治安の改善。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
3. 経済安全保障に起因する問題						
1	日機輸	高まる地政学的リスクとコンプライアンスの欠如	・税務、貿易、ESG、腐敗防止など各分野で頻繁に規制改正が行われており、加えて米国の通商政策変更や制裁を含む地政学的不安定性が、重大なコンプライアンスリスクとなっている。 ・米国による執行強化の影響で、海外腐敗行為防止法（FCPA）、マネーロンダリング防止、制裁規制に関する米国の執行方針は、カルテルや国際犯罪と関係のあるラテンアメリカ企業も対象としており、多国籍企業の法的リスクが高まっている。	新規	・コンプライアンス上の不確実性を低減するために、政府は各機関にまたがる制裁に関するFAQを統合して公開し、企業が義務をより一貫して業務に落とし込めるようにすべきである。 ・さらに、特にラテンアメリカなど高リスク地域における制裁リスクに焦点を当てた、体系的な業界によるround table（座談・意見交換）を実施・参考にすることで、民間企業は意図しない影響を特定し、コンプライアンス上の死角に対処できるようになる。 ・加えて、新たに出現する国際犯罪ネットワークに関するデータ共有を改善することは、企業が不正な取引相手を早期に検知するのに役立ち、コンプライアンス全体の強化につながる。	
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	商標権出願審査の不透明・長期化	・商標の拒絶に対する異議や再審請求後、9年以上当局でこれらの決定がなされておらず、1996年出願がペンディング中である。	継続	・庁手続の透明性向上と迅速な対応を実施していただきたい。	
16. 地域紛争に起因する問題						
1	JEITA	米国との軍事衝突による現地ビジネス情報の不足	・ベネズエラのマデューロ政権下で、同国ビジネスが長期間停止していた状況。今後の同国が復興されることになれば、ビジネス再開を検討したいが、現状は入手可能な情報が限られていること、また治安悪化のため渡航も難しいためビジネス再開検討する情報入手が難しい状況。	新規	・同国の経済・ビジネス・治安に関する適時な情報発信・更新を、外務省・大使館・Jetro等に依頼したい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日農工	税関機能の不十分	・非正規ルートで中国から当社の農業機械が輸入されているケースがある。中国仕様の機械のため、そのままペルーで使用すると安全上・性能上(燃料)の問題が発生する可能性がある。 非正規ルートでの輸入防止を目的として、当社商標を使用した製品がペルーへ輸入された場合には税関による規制措置を講じていただきたい。 しかしながら、現時点では当該規制が実施されていない状況。	新規	・商標権保護の観点で税関機能の正常化支援（非正規ルートからの輸入防止）をして頂きたい。	
5. 税制						
1	日機輸	新税制による過小資本税制	・EBITDA（Earnings before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization＝利払前・税引前・減価償却前利益）の30%を超える借入にかかる支払い利息の損金算入が否認される。	継続	・税制を撤廃していただきたい。	
2	日機輸	移転価格文書の検証対象期間	・実務的に期間検証が原則認められていない。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。	継続	・OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めていただきたい。	・移転価格税制（法人税法） Transfer pricing tax system (Corporate Tax Law)
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	出国時の源泉徴収書類の提出義務	・出国時の源泉徴収書類の提出が義務付けられている。	新規	・提出義務の撤廃が出国の簡便化に寄与する。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	不透明な環境法制	・使用済み製品の最低回収量が毎年規定され、未達成の場合には罰金が科される。法解釈が曖昧で、かつ達成不可能な回収量を義務付けられている。	継続	・法改正やガイダンスの発行により規定を明確化していただきたい。 ・製造者の把握できる範囲を超える、消費者のリサイクルに対する意識や慣習、回収施設のアクセスの良さなども考慮に入れて回収量を設定していただきたい。 ・実輸入量に即した回収義務を設定していただきたい。	・(Ewaste) Supreme Decree No. 009-2019-MINAM Régimen Especial de Gestión y Manejo de Residuos de Aparatos Eléctricos y Electrónicos (RAEE) ・Data Protection: Law No. 29733 on the Protection of Personal Data
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	許認可手続きの煩雑・遅延	・許認可手続きの簡素化と迅速化が求められており、特に先住民協議プロセスの予見可能性を高める必要がある。新規鉱山の許可に時間がかかることが課題。	新規	・デジタル単一窓口の早期運用開始を期待。 ・また、探鉱段階(EIA-sd)・開発段階(EIA-d)の環境影響評価審査のさらなる迅速化を求める。	
99. その他						

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日機輸	治安対策の不足、交通インフラ未整備	・ 空港とリマ市内間のアクセス改善や治安強化を求めている。交通渋滞や警察官の不足、セキュリティーカメラの設置が遅れており、特に駐在員の住むエリアでの強盗事件が増加している。また、公共交通機関のストライキや反社会的組織の横行に対する対策も必要である。	新規	・ 早急なインフラ整備と治安対策を期待している。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5. 税制						
1	日機輸	移転価格文書の検証対象期間	・実務的に移転価格文書の期間検証が原則認められていない。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。	継続	・ OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めていただきたい。	・ 移転価格税制(法人税法) ・ Transfer pricing tax system (Corporate Tax Law)

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	大幅な関税引き上げ	・メキシコは2026年1月1日より、自由貿易協定(FTA)に加盟していない国からの1,400以上の製品に5%から50%の大幅な輸入関税を導入。主に中国、インド、ブラジル、韓国などを対象としている。国内産業を保護し、アジアからの輸入への依存を減らし、USMCAと整合させるための措置で、自動車に50%の関税を課す。	新規	・影響の分析。	・ Secretary of Economy ・ Office of Customs Affairs
2	自動部品	輸入関税率の変更・引き上げ	・市場バランスの維持と国際貿易慣行に起因する経済的歪み回避のため、一時的にHSコード(544)の関税品目の輸入関税が5%から50%に引き上げられている。	継続	・情報開示や期限や関連企業の対応など、より詳細な情報開示をして頂きたい。	・ Mexican Tariff of the General Import and Export Tax Law. https://www.trade.gov/market-intelligence/mexico-tax-and-tariff-increase-2024
3	日鉄連	輸入関税率の変更・引き上げ	・2019年2月1日、一般関税措置の引き上げ終了。 ・2019年3月26日、鉄鋼および鉄鋼二次製品186品目を対象として、15%のMFN税率を再導入。 ・2019年9月22日、鉄鋼および鉄鋼二次製品228品目を対象として、一般関税率の引き上げ延長を実施。対象製品の細分化がなされた(注)。一部製品を除き、2021年9月から段階的に税率が引き下げられ、多くの品目で2024年8月22日に無税となる。 (注)これに対応する形で11月22日、既存の輸入自動通知制度の対象品目リストを更新する旨の官報が公示。11月25日より措置が施行されている。 ・2020年11月17日、2020年末から適用される新関税率表を発表、HSコードが合計10桁に変更。既存の原産品登録で用いられているHSコードが新コードと上8桁で異なる場合は、旧コードが複数の新コードに分かれる場合のみ、経済省への届け出が必要になる。 ・2021年11月22日、鉄鋼の一般(MFN)関税再引き上げ。2021年9月より、15%から10%へ一時的に引き下げられていたが、再度15%が適用されることに(2022年6月29日以降、段階的な引き下げを予定)。 ・2022年6月29日、MFN(最恵国)関税率(一般関税率)が10%に引き下げられる予定だった鉄鋼・同製品112品目について、15%の税率を2023年5月末まで延長。 ・2023年8月15日、鉄鋼含む392品目のMFN関税率を、2025年7月末までの期限で一時的に引き上げ(税率は最高25%)。 ・2024年4月22日、2023年8月15日公示の官報を取り消し、関税引き上げ期間を2026年4月22日まで延長するとともに、鉄鋼製品64品目の関税を最大50%まで引き上げ。 ・2025年12月29日、一般関税率を最大50%に引き上げる改正案を公示。今回の改正では、鉄鋼・鉄鋼製品に加え、繊維、自動車、自動車部品など合計1,463品目が対象となる。2026年1月1日より施行。	変更		・DOF: 22/11/2021, DECRETO por el que se modifica la Tarifa de la Ley de los Impuestos Generales de Importación y de Exportación. ・DOF: 29/06/2022, DECRETO por el que se Reforma el diverso por el que se modifica la Tarifa de la Ley de los Impuestos Generales de Importación y de Exportación, publicado en el Diario Oficial de la Federación el 22 de noviembre de 2021. ・DOF: 29/12/2025, DECRETO por el que se reforman diversas fracciones arancelarias de la Tarifa de la Ley de los Impuestos Generales de Importación y de Exportación.
4	日鉄連	輸入関税率の変更・引き上げ	・(改善) ・2010年2月9日、一般関税率の変更とPROSECの改定に関する政令を施行。 一般関税率に関しては、2012年1月以降は一部品目(5%)を除き、0%と	継続		

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			なる予定。(但し、2010年1月1日に関税撤廃となっていた鋼材が、品目に応じて3%、5%、7%の何れかとなった。) ・2011年1月1日、PROSEC（自動車向け3%、電器向け5%、電子向け0%等の優遇関税が適用されるスキーム）に関しては、2010年2月10日に一般関税が変更となった品目について、PROSEC対象から削除された。これによって、一部の鋼材で日墨EPAに基づく用途別免税制度を活用することとなる。 ・2012年1月1日、2010年2月9日に施行された政令に従って、一般関税率が0%に引き下げ。 ・2012年2月、全国鉄鋼会議所（CANACERO）、全国金属機械工業労働者組合（SNTIMMSA）が2012年からMFN関税を概ねゼロとすることを定めた2010年2月9日付官報公示政令の適用停止を求めるアンパロ（違憲訴訟）を起こした。 ・2012年6月29日、関税撤廃措置の執行停止裁定の判決が確定。裁判所は経済省に対し、2011年時点の関税率に戻すことを命じた。 ・2012年8月1日、2010年2月9日に引き下げられた一般関税率を0%から3%に引き上げた。 ・2015年10月8日、スラブ、厚板、熱延鋼板、冷延鋼板、線材など97品目の一般関税を180日間15%へ引き上げ。 ・2016年4月5日、同措置をさらに180日間延長。 ・2016年10月7日、同措置をさらに180日間延長。 ・2017年4月6日、同措置をさらに180日間延長。 ・2017年10月17日、同措置をさらに180日間延長。 ・2018年6月5日、鉄鋼および鉄鋼二次製品186品目のMFN関税を2019年1月31日まで15%へ引き上げ。			
5	日機輸	鉄鋼製品・自動車部品等のMFN関税引き上げ	・メキシコでは2024年TIGIE（輸出入関税率表）変更政令に基づき、鉄鋼・繊維等544品目のMFN関税率を4月23日から2026年4月22日までの期限措置として大幅なMFN税率引き上げを実施した。さらに輸出入関税法（LIGIE）の改正により2026年1月1日より1,463品目のMFN税率の引き上げを実施した（24年の引き上げ対象の措置延長も含む）。これらの措置により対象品のMFN税率は25%～50%となっている。 メキシコとFTAの締結国の製品は、 ①製品が原産地規則が満たしており、 ②文書での証明が可能であり、 ③FTAを申告することにより、 FTA税率（概ね無税）が適用可能となり、MFN税率引き上げの影響は回避できる。 ただし、これらの輸入コスト上昇対策としてCPTPP等FTAを適用するにあたり、輸出国（自社・サプライヤー）での原産地証明工数が増加しており、また輸入側でも輸入申告等の工数が増加している。 なお、2026年のMFN税率引き上げの官報掲示の際、法案に記載があった有効期限（2026年12月31日迄）の記載がなくなっており、措置がいつまで継続されるのか不透明となっている。	新規	・早期に元のMFN税率に戻して頂きたい。	
6	日鉄連	アンチダンピング措置の濫	・2017年11月14日、日本・イタリア製の厚板に対するアンチダンピング調査を開始。	変更		

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		用	－2019年4月30日、クロの最終決定。日本：US\$0.238/kg、イタリア：US\$0.023/kgのアンチダンピング税を賦課。 －2024年4月30日、サンセットレビューへの申請なく、2024年5月1日付で措置撤廃。			
7	日鉄連	アンチダンピング措置の長期継続	・2000年11月10日、継目無鋼管へのアンチダンピング税賦課開始。 －2006年10月4日、1回目サンセット見直しで措置継続。 －2012年4月20日、2回目サンセット見直しで措置継続。 －2016年10月18日、3回目サンセット見直しで措置継続。 －2021年12月14日、4回目サンセット見直しで措置継続。 －2025年11月4日、5回目サンセット見直し開始。	継続	・措置の撤廃。	
8	自動部品	非関税規制施行による輸入手続きの煩雑、工数の負担増	・2024年メキシコ政府は、対外貿易業務の管理強化のため、IMMEX（Industria Manufacturera, Maquiladora y de Servicios de Exportación：輸出向け製造・マキラドーラ・サービス産業）認可およびVAT認証を取得した企業に対し、新たな義務を含む非関税規制を施行した。 その結果、当社は石油製品の輸入許可（e.g., 自動車用潤滑グリース）や当局の輸入管理システムへ登録などの工数が増加し、操業の遅延に繋がっている。 2026年4月より、メキシコ向けのすべての輸入品を対象とした新たな規制（電子価格申告：Electronic Value Declaration）への対応が必要となり、業務負荷が増加している。	変更	・申請における煩雑さの回避と新基準発行時の影響を明確化して頂きたい。	・ Mexican General Foreign Trade Rules 2024- 2025
9	日鉄連	IMMEX制度の一部変更	・2000年11月より、NAFTA域内での完結取引とそれ以外を差別化させる目的で、NAFTA域外からの資材・構成部品輸入でNAFTA域内に最終製品が輸出される場合に輸入関税を賦課。 一時輸入期間は最大150日で最終製品の輸出後60日以内に製品の輸出関税と資材等の輸入関税の差額支払が義務付けられる。付加価値税(IVA)は賦課されない。	継続		
10	日機輸	メキシコ関税政策	・メキシコ政府は、2026年1月1日付で関税法の見直しを実施し、FTA非締結国からの輸入品について多くの品目で関税率を引き上げた。これにより関税負担の増加が懸念され、調達先の再検討などの対応が不可欠となっている。	新規	・公正な関税制度。	
11	日商	米国政権による関税政策	・メキシコ経済は米国向け輸出への依存度が極めて高く、2025年の対米輸出額は約5,500億米ドル規模（メキシコ輸出全体の8割超）に達した。これはメキシコGDPの約3割に相当する。 2026年2月現在、米国とメキシコの間でUSMCA適合品に対する新たな包括的追加関税が直ちに施行される可能性は低く、関税単独による景気急落、建設機械需要へのマイナス影響のシナリオは後退した。	変更		
12	日機輸	米国政権による関税政策	・米国がメキシコ産品に追加関税をかけることで、米国市場で販売する製品へのコストUPが懸念される。 また、変更直前、直後は物量の増減、税関での混乱、また中期的にはメキシコへの投資戦略に影響が及ぶ可能性がある。	新規	・公正な関税制度。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
13	日機輸	米国政権による追加関税の影響	・メキシコ経済は米国向け輸出への依存度が極めて高く、2025年の対米輸出額は約5,500億米ドル規模（メキシコ輸出全体の8割超）に達した。これはメキシコGDPの約3割に相当する。 2026年2月現在、米国とメキシコの間でUSMCA適合品に対する新たな包括的追加関税が直ちに施行される可能性は低く、関税単独による景気急落、建設機械需要へのマイナス影響のシナリオは後退した。	変更		
14	自動部品	USMCAにおける関税政策の懸念	・USMCA適合の自動車部品は当面無関税だが、米国の動向次第では追加関税や他国との報復関税の影響を受けかねない貿易環境下にある。	新規	・2026年7月の3か国協議での延長合意に期待したいが、合意できず毎年レビューとなっても安定的に制度運用ができる政策を望みたい。	
15	自動部品	USMCAのRVC引き上げ	・USMCAが要求する域内付加価値基準（RVC：Regional value contents）は年々増加し、弊社の利益押し下げの一因となっている。	継続	・域内付加価値基準(RVC)の見直しをして頂きたい。	
16	自動部品	USMCAの規制条件の厳格化	・北米自由貿易協定からUSMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）への再協定に伴う規制条件の厳格化により、自動車の原産地率の引き上げや自動車産業における最低賃金要求などの限定要因が業績悪化の一因となっている。	継続	・原産地率、最低賃金要求などの規定緩和の検討をして頂きたい。	・米国・メキシコ・カナダ協定 USMCA: Article_2(Product-Specific Rules of Origin for Motor Vehicles) and the Product-Specific Rules of Origin in Annex 4-B-Chapter 4, Article 6 and 7
17	自工会	USMCA(米国・メキシコ・カナダ協定)見直し	・USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）は、弊社を含む日系OEMの北米投資を後押しし、米国の製造基盤強化に大きく貢献。米国、メキシコ、カナダの三国間の分業体制により、生産効率を高めつつ、米国の輸出拡大と消費者メリットを実現。USMCAは今年7月に見直しが予定されているが、現行の条件での延長を希望する。	新規	・USMCAの現行条件での延長。	
18	日機輸	USMCA(米国・メキシコ・カナダ協定)見直し	・USMCAはカナダ、米国、メキシコによって2026年に見直される予定。トランプ政権は、三国間協定の大幅な改定を求めるか、あるいは協定を終了させ、2つの個別の二国間協定の交渉を試みる可能性を示唆している。これはマキラドーラを利用する企業に大きな混乱をもたらす可能性がある。	継続	・既存のビジネス構造を維持するための限定的な改訂を提唱する。	・ Secretary of Economy
19	日機輸	税関のデータベースの管理の煩雑	・全ての輸出入通関申告書が税関によりデータベース化され、それと同じデータベースを自社で構築、保持する事が義務付けられているが、税関のデータベースが当社申告、承認済みの通関申告書と異なる（税関によるデータベースが正しく構築されていない）。	継続	・正確なデータベースの構築。	・ Customs Law Article 6 ・ IMMEX Decree ・ Customs Law Article 162 ・ Tax Federal code Article 67
20	自動部品	通関手続きの煩雑・遅延・不統一	・部材の輸入時における税関もしくは通関業者に提出しないといけない書類が多く、工数がかかる。また追加で提出求められる書類も多々あり、輸入に想定以上の時間がかかることがある。	継続	・簡素な輸入制度の整備。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
21	日機輸	通関手続きの煩雑・遅延・不統一	・担当者により、通関手続・必要書類の要請が異なり、現品到着までに多くの時間と作業ロードを強いられる。最終的に輸入部品を没収されたケースもあり。	継続	・業務手順の統一化と迅速化の推進。	・行政手続き一般
22	自動部品	潤滑油の輸入許可更新手続きの遅延	・潤滑油メーカーにて、メキシコエネルギー省(SENER)による輸入許可の更新に多大な時間を要し、メキシコへの作動油輸入がストップし、生産停止リスクが高くなり、混乱している。	新規	・SENERによる潤滑油輸入の更新許可は、更新期限が切れる前に余裕をもって許可を実施展開頂きたい。	
23	日機輸	潤滑油、油脂の輸入規制と特別輸入許可制度	・潤滑油、油脂を輸入したい場合、年間の輸入量、成分、用途、製造業者、販売先を明確にして、事前輸入許可を経済産業省から取得が必要となる。	継続	・撤廃を希望。 申請したアイテムと数量に限定され、需給の変動で数量やアイテム変更時や新商品の輸入許可がすぐ降りない。	・大統領令 関税法144条
24	日機輸	油製品輸入に対する厳格な規制と許可制	・メキシコではエネルギー省により油脂類の輸入に対し、組成や物性データ、技術仕様書など詳細な情報開示が求められ、手続きが複雑化している。エネルギー省（SENER）による許可制がボトルネックとなり、審査遅延や通関停滞が頻発する。自動車部品産業で使用する特殊油脂は機密情報が多く、必要データを揃えにくいため、安定調達と生産継続にリスクが生じている。	新規	・要求項目の合理性と必要範囲の明確化。 ・機密情報の保護措置。 ・許可審査の透明性向上。	
25	日鉄連	輸入事前通知制度導入	・2013年12月5日、経済省が「経済省が定める貿易に関する一般規則と基準」を改定する省令を官報公示し、対象の鉄鋼製品113品目を輸入する場合、経済省に事前通知を義務付け。 通知の際には、ミルシート（鋼材検査証明書）を添付する必要があるため、通関手続き遅延が懸念される。また、通知の際の手続き等において不明確な部分が存在している。 ・2015年9月29日、対象品目を新たに25品目（熱延鋼板、表面処理鋼板、形鋼、線、線材、鋼管、撚り線など）追加する旨、官報告示。 ・2016年4月13日、対象品目を新たに8品目（鋼管）追加する旨、官報告示。 ・2017年12月28日、対象品目を新たに31品目（表面処理鋼板、合金鋼線材、鋼管）追加する一方、12品目の鋼管を対象から除外する旨、官報告示。 ・2020年11月22日、対象となる鋼材・鉄鋼製品のリストを更新。新たな関税分類（HSコード）を71品目新設(一部削除されたものもあり)。9月22日に発効した鉄鋼および鉄鋼製品に対する一般関税率の引き上げ（15%）を延長する内容の政令に基づき、15%の一般関税率の対象品目を186品目から228品目へと細分化したことに対応したもの。 ・2022年5月9日、鋼材・鉄鋼製品の輸入自動通知に際し、提出が求められるミルシートや品質証明書の記載要件として、「自筆のサイン、またはQRコード」を追加。 ・2022年10月10日、輸入者が事前に輸入品目の詳細データをミルシートとともに経済省に事前送信する「輸入自動通知」手続きにおいて、今後はミルシートが不要とされ、メキシコ貿易手続き単ーデジタル窓口（VUCEM）における鋼材情報の事前送信のみが求められるようになった。	変更	・手続きの明確化。	・経済省が定める貿易に関する一般規則と基準 ・経済省貿易細則

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
26	日鉄連	輸入事前通知制度導入	・2024年4月15日、2024年2月27日に実施されたメキシコ経済省と米国通商代表部(USTR)の協議にびてメキシコにおける鉄鋼・アルミ製品の輸入規制を強化するとされたことを受け； ①米国の232条の対象製品と同じにすべく、72品目を追加するとともに、HSコード区分を8桁～10桁へ細分化、 ②従来の輸入時毎の申請制度に加え、複数回の輸入をまとめてカバーする1年間有効な鉄鋼製品輸入業者登録制度を新設、 ③従来の輸入時毎の申請制度では要求されなかった、鋼材が溶解・鑄造された国に関する情報を含むミルシート、もしくは鋼材が加工された国に関する情報を含む品質証明書提出義務付け、鋼材を生産した工場の登録義務付け等、手続きを変更、 ④鉄鋼製品輸入業者登録簿制度では、輸入時毎の申請は不要になるものの、関税品目ごとに直近12カ月間で実際に輸入した量が上限となる他、3カ月ごとに経済省に対して輸入した鋼材に関する報告の実施が必要となる、等の内容を官報告示（実施は官報告示日の翌日）。	変更	・手続きの明確化。	・経済省が定める貿易に関する一般規則と基準 ・経済省貿易細則
27	日鉄連	輸入モニタリングの煩雑	・1998年9月、鉄鋼製品の輸入に対する牽制及び価格維持による国内産業保護を目指すもので、メキシコ経済省が特定輸入品の価格を特別監視。輸入者は輸入価格を経済省に申請し、指定の検査会社が船積前に書類・現品確認等を行い経済省に報告し、ILが発給される。事前承認の検査コスト、煩雑な手続きを嫌がる輸入者も多い。廃止を求める声強いが当面継続の様様。	継続	・輸入モニタリング制度の撤廃ないし手続きの簡素化。	
28	日機輸	鉄鋼製品の輸入許可取得の厳格	・鉄鋼製品輸入時に都度、経済産業省に輸入許可の取得が必要だが、微小な文言の不一致（空白がない、句読点がない等）や書類の解像度の違い等で、すぐに差し戻しされ、数日間浪費される事。	継続	・一度過去に取得した許可は一定期間許可を不要とするような包括許可設定。	・ Foreign trade rule of Ministry of Economy Annex2.2.1
29	日機輸	郵便物の郵便局留め	・EMSが郵便局留めになることが多いため、本人が郵便局へ出向いて、荷物の引取りが必要。	新規	・メキシコ郵便（Correos de Mexico）には、指定場所まで配達していただきたい。	
30	自動部品	密輸罪の不明確による輸入の困難	・2025年1月公布された憲法改正の内容に密輸罪が含まれた。しかし、現在メキシコ当局による審査中のため正確な情報収集が出来ず、結果当社が申告する製品が該当するののか否かの判断が出来ない状態である。	継続	・新規規則の詳細情報の開示や、対象範囲を定義するための作業部会などの開催をして頂きたい。	・ Constitutional reform on informal pretrial detention, Art 19 CPEUM second paragraph.
31	印刷機械	リチウムイオン電池の輸送時の取扱の不統一・不明瞭	・機械に組み込まれているリチウムイオン電池についてSDS（安全データシート）、テストレポートの提出を船積時に求められるようになり準備しているが、船社によってはSP188（リチウム電池を一般貨物扱いで輸送するための特別要件）適用品、かつ危険品ではないことを証明しているにも関わらず危険品と見なされ船積出来ないケースがある。日本海事検定協会のガイドラインはあるためそれに則して対応しているが、世界各国の船社により基準が異なっているものと思われる。フォーダーも明確には理解出来ない。	継続	・世界標準のガイドラインの制定。	
32	日機輸	道路輸送サービスの不足・	・メキシコの内陸輸送は、米国より3割高いと言われる国内輸送コストの高止まりと、低い輸送品質・安全品質が指摘されている。	継続	・前者については外資規制の緩和による改善。後者については幹線道路	・外資規制：道路・橋梁・自動車交通法（Ley de

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		高コスト			の保全と労働基準法に対応したインフラ作り、速度や過積載への取締り管理が求められる。	Camino, Puentes y Autotransporte Federal) 第6,8,9,11条
33	日機輸	物流インフラの未整備、セキュリティ対策不足	・高い強盗被害とトラック運送会社への影響があるため、高速道路のセキュリティを強化することが重要。	継続	・メキシコの市民および企業に関連するすべての出来事や要求に対応するために、政府が積極的に取り組むことは極めて重要である。 ・政府チャネルを通じて法的な要求を行う。	・ New Import duty taxes: The impact of increase import duty taxes for China Products (January 2026) impacted product price in Electronic Industry. https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5777376&fecha=29/12/2025#gsc.tab=0 Already applied.
34	日機輸	物流インフラの未整備、セキュリティ対策不足	・昨今の海上貨物輸送の高速化により極東からメキシコ西岸の輸送日数が約2週間に短縮されたにも関わらず、メキシコ国内の鉄道貨物輸送日数に3週間以上を要しており、同国で操業している日系企業にとって、製造・販売計画の立案・実行に大きな支障となっている。	継続	・日数短縮には、港からのトラック輸送が必要であるが、トラック輸送費用、及び当国の治安状況による貨物トラック強盗リスクが高まるため、鉄道貨物輸送網の効率化による内陸輸送日数の短縮が急務。	・ Mexican Ports efficiency: To have a better infrastructure in Mexican ports, will support industry to avoid extracharges and reduce import export inland cost. https://oem.com.mx/eloccidental/local/convertir-al-puerto-manzanillo-en-numero-el-uno-de-america-latina-prioridad-claudia-sheinbaum-25151581
35	日機輸	港湾の能力不足	・自動車産業の輸出を支える港湾として、メキシコ湾側のベラクルス港があるが（輸出車両の6割が同港から輸出）、メキシコにおける完成車生産量が増加する中、同港の輸出入車両用保管ターミナル・自動車専用船が寄港する岸壁キャパシティの不足が懸念されている。	継続	・十分な完成車保管ターミナル・専用船寄港岸壁インフラキャパシティの提供。	
36	日機輸	港湾の荷役効率不全および保管スペース不足	・Manzanillo港の港湾オペレーターであるASIPONAは政府MARINA管轄下で港湾全ての管理/運営する立場にあるが、実態はあらゆるオペレーションを港湾業者に委託し、あくまで"サポートする立場"として種々問題にはコミットせず港湾業者の責任としている。結果として、ASIPONAと港湾業者間のコミュニケーション不足による荷役効率不全ならびに保管スペースひっ迫が生じ、荷主のオペレーションに悪影響を及ぼしている。	新規	・ASIPONAの責任ある対応。	
3. 経済安全保障に起因する問題						
1	日機輸	高まる地政学的リスクとコンプライアンスの欠如	・税務、貿易、ESG、腐敗防止など各分野で頻繁に規制改正が行われており、加えて米国の通商政策変更や制裁を含む地政学的不安定性が、重大なコンプライアンスリスクとなっている。 ・米国による執行強化の影響で、海外腐敗行為防止法（FCPA）、マネー	新規	・コンプライアンス上の不確実性を低減するために、政府は各機関にまたがる制裁に関するFAQを統合して公開し、企業が義務をより一貫して	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			ロンダリング防止、制裁規制に関する米国の執行方針は、カルテルや国際犯罪と関係のあるラテンアメリカ企業も対象としており、多国籍企業の法的リスクが高まっている。		業務に落とし込めるようにすべきである。 ・さらに、特にラテンアメリカなど高リスク地域における制裁リスクに焦点を当てた、体系的な業界によるround table (座談・意見交換) を実施・参考にすることで、民間企業は意図しない影響を特定し、コンプライアンス上の死角に対処できるようになる。 ・加えて、新たに出現する国際犯罪ネットワークに関するデータ共有を改善することは、企業が不正な取引相手を早期に検知するのに役立ち、コンプライアンス全体の強化につながる。	
5. 税制						
1	日機輸	税務監査の短い提出期限	・2022年から上場企業や一定以上の規模の法人に対して税務監査の提出が義務付けられたが、決算日は12月末の税務申告期限が3月末になっており、その後税務監査報告書の期日が5月15日と設定されている。監査法人側も企業側も求められる監査内容に対して期限が短すぎるとの指摘をしていたが期限延長が認められない状況になっている。	継続	・期限を延長するか一定の条件で期限の延長を認めて欲しい。	・税法
2	自動部品	税務当局の税務申告手続きの煩雑・不合理	・現地子会社を清算処理中だが、税務当局のシステム変更により、過去に税務申告書を提出したにもかかわらず、先方のシステム上では未提出となっており、現在の日付で改めて再提出を要求される等、清算処理が遅々として進まない。	継続	・清算するために必要な手続きの明確化。	
3	日機輸	VAT(付加価値税)還付申請手続きの過剰な要求・遅延	・VAT（付加価値税）の還付申請を進める中で、税務当局から、ガイドラインで定められている要件以上の要求を受けることが頻発する。過剰な情報要件への対応で、業務量の増大、またVAT還付の遅れが発生する。	継続	・ガイドラインに沿った情報要件の要求。 ・長年問題なく対応している納税者に対しては、情報要件の緩和等の優遇策。	
4	日機輸	IVA(VAT)還付の遅延・源泉IVAに係る処理	・当社ではIVA(VAT)還付残高が増加傾向となっており、スクラップの仕入れに係るIVAが要因である。本IVAについては、通常の仮払IVAとは異なり、仮受IVAと相殺できず、本源泉IVAを納付したうえで、還付手続きを取る必要がある。結果として、還付手続き遅延と相まって、IVA還付未収金が増加しており、運転資金に多大な影響を及ぼしている。	継続	・以下を希望する。 －IVA還付の迅速化。 －源泉IVAの相殺可。 －2019年に廃止となった他税目との相殺の復活。	・LEY DEL IMPUESTO AL VALOR AGREGADO Artículo 1o.-A.
5	日機輸	関連者取引の開示要求	・メキシコ所得税法は、一定の規模の売上高を超える企業に、取引のある関連者ごとの詳細な財務情報の提出を求めている。	継続	・他国でもあまり例をみない範囲の情報粒度であり、本規程の削除あるいは縮小を要望する。	・メキシコ所得税法 (LISR)76-A

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
6	自動部品	支払い利息に対する課税	・2020年度税制改正により、規定を超える支払利子については損金算入が認められないこととなる。メキシコ現法への資金供給手段として親子ローンを行っているため、税負担の増大による収益の悪化が懸念される。	継続	・支払利子制限の撤廃又は緩和。	・メキシコ法人税制
7	日機輸	法人税算定における為替差損益	・法人税はペソをベースに算定されるが、USD等の外貨借入がある場合、ペソ安の場合には為替差損を認識する。一方、ペソ高の場合には為替差益を認識することになり、インフレ調整益と合わせて非常に大きな税金負担となってしまう。	継続	・ドルベースでの税務申告を希望する。	
8	日機輸	法人税算出時の課税所得の取扱い	・納税者側から見て納得感の無い規定が散見されるため改善を求めたい。 【例】 ー一部前受金があった場合、全額益金算入し、見合いの費用は実現ベースで損金が認められるためタイミングのズレが生じる。 ー低税率国との関連当事者間のコストが全額損金算入できない。	継続	・【例】 ー前受を伴う益金認識は損金同様実現時点にして欲しい。 ー一定の条件、例えば経済実態が伴う低税率国との取引については損金を認めて欲しい。	・税法
9	日機輸	法人税におけるインフレ調整	・法人税算定において貨幣性資産・負債にインフレ調整がなされ、資産負債の差額が負債超過の場合にはインフレ調整益として課税所得に加算される。 在庫や固定資産を借入金で賄っている場合、インフレ調整益となり、課税所得に加算される結果、PTU（労働者分配金）を加えた実効税率37%を超える税負担率となる。換言すれば、借入見合いで棚卸資産、固定資産を有していると、インフレが続く限り、一定額の税金を納付しなければならない。	継続	・会計と同ルール（3年累計26%超で適用）の導入を希望する。	・LEY DEL IMPUESTO SOBRE LA RENTA Artículo 44, 45, 46
10	日機輸	移転価格文書の検証対象期間	・現地の移転価格税制上、期間検証が原則認められていない。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。また、更正された場合のペナルティも非常に高い。	継続	・OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めていただきたい。	・Article 86 and 216, Mexican Income Tax Law
11	自動部品	電力使用に対する間接排出への課税の可能性	・2023年よりグアナファト州で環境税が開始。CO2排出および産業廃棄物のトン当たり排出量に対して課税。現在は直接排出に対する課税のみであるが、2024年以降は電力使用に対する間接排出にも課税される可能性があり、早急にグリーンエネルギーへの転換が必要とされる。	継続		
12	日機輸	「実質的支配者」文書化制度の文書化の困難	・2022年度の税制改正において、「実質的支配者（UBO：Ultimate Beneficiary Owner）」文書化制度が導入された。この制度の下では「実質的支配者」の氏名、国籍、居住地、納税者番号、住所等の連絡先を文書化しなければならない。在墨日系法人のうち、親会社が入場している場合、「実質的な支配者」はその入場している親会社の個人株主等も含まれることになる。無数にいる親会社の個人株主の個人情報収集ことは現実的ではない一方、税務当局から求められた場合上記の情報の開示が義務付けられている。	継続	・親会社が入場している場合の「実質的支配者」の文書化の要件を現実的に対応が可能な程度に簡素化。 ・対応方法に関するガイドライン等の制定。	
13	日機輸	税制面での投資先としての魅力劣後	・税率、繰越欠損金の有効期限、減価償却の柔軟性等において他国（特に米国）に劣る。	継続	・税制の再整備。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
6. 雇用						
1	日機輸	前近代的な労働者利益分配金制度(PTU)	・労働者利益分配金制度（PTU）は、利益の10%を全従業員（役員除く）で、労働日数と所得額に応じて分配することが決められている。実績や能力による査定はなく、会社に在籍してさえいれば受け取る権利が発生する。	継続	・労働者利益分配金制度の撤廃。それが不可なら競争原理に基づいた改正。	・憲法123条IX ・労働法117-131条
2	日機輸	前近代的な労働者利益分配金制度(PTU)	・雇用面では、従業員の業務評価・能力に関わらず、企業利益の一部を従業員に均等に配分する労働者利益分配金（PTU）制度により、従業員への適正な評価ボーナス制度の構築が難しい。またPTUにより、公平な雇用環境も損なわれる恐れがある。PTU制度は健全な競争環境を阻害するものであるとも言え、廃止して欲しい。	継続	・PTU制度の廃止又は改正。	・労働者利益分配金(PTU)制度
3	自動部品	人材派遣の原則禁止による雇用制限	・“New labor law reform about outsourcing”により、人材紹介会社などを通じて派遣労働者及び従業員を雇用することが出来ないため、弊社の生産・販売活動に影響が生じる可能性がある。	継続	・従業員の採用に関する法令の見直しをして頂きたい。	・Labor Laws issued by Ministry of Labor and Social Welfare
4	日機輸	連邦労働法改正案の労働時間減少によるコスト増、人員確保の懸念	・政府は、週の労働時間を48時間から40時間へ短縮するため、連邦労働法の改正を提案している。公式文書は未公表だが、2030年に40時間へ到達するまで、毎年2時間ずつ段階的に削減する方針が示されている。この改正が実施される場合、2030年までに週の勤務体系を月曜から金曜の就業へ移行できるよう、シフトや労働時間の調整が必要となる。また、生産能力を維持するため、追加人員の確保が求められる可能性がある。	継続	・段階的な労働時間削減。 ・法改正から施工まで十分な時間を設ける。	・連邦労働法
5	自動部品	連邦労働法改正案の労働時間減少によるコスト増、人員確保の懸念	・メキシコ政府は週の労働時間を48時間から40時間に削減することを検討しており、現在は下院本議会の審議待ちとなっている。連邦労働法（LFT）第76条及び78条の改正と合わせ、雇用主にとっては更なる負担増が懸念される。	継続	・増加する人件費に対応するため、一定の条件（例えば雇用する従業員の増加率や労働時間の削減率など）を満たした場合の支援（補助金、税制優遇など）の対応と合わせて審議をして頂きたい。	・メキシコの与党・国家再生運動(MORENA)が提出した労働時間の短縮に向けた憲法改正案
6	日機輸	連邦労働法改正案の有給休暇増によるコスト増・人員確保の懸念	・有給休暇増に伴う、労務費の増加と有給取得時の代替生産人員の確保。	継続	・繁忙期等、企業活動に影響を及ぼさないような柔軟な制度に改善して欲しい。 ・柔軟な要員調整が保証される制度を確立して欲しい。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	就労ビザ・在留許可証の取得、更新手順の煩雑・遅延	・駐在員のビザ取得に時間がかかる。政権交代以降、行政業務の遅延が更に進み、改善の兆しが見えない。	継続	・就労ビザ取得に要する時間を短縮して欲しい。	・査証制度の運用
8. 知的財産制度運用						
1	製薬協	パテントリンケージ制度の	・メキシコではパテントリンケージ制度が導入され運用されているが、適切に法律や規則で規定または運用されていないため、下記のような問	継続	・特許権を侵害する後発品が上市されることが無いよう、適切にパテン	・メキシコ連邦産業財産権保護法162条

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		不十分な運用	題が起こっている。 －用途特許の特許トリストの掲載にしばしば訴訟手続き（AMPARO訴訟(憲法上の権利救済を求める司法手続き)）が必要となり、工数と費用がかかっている。 －特許トリストに特許が掲載されていても連邦衛生リスク管理委員会（COFEPRIS）が後発品を承認することが起こり、これはしばしば、COFEPRISとメキシコ産業財産庁（IMPI）の連携において、IMPIが技術的対応関係の検討を行うための情報が不足し、結論を示せない場合があり得ることが原因となっている。 －後発品の申請リストを公開し異議申し立て制度を運用しようとしているが、申立期間が短すぎて実用的ではない。 （署名日）2025年2月19日付のIMPI-COFEPRISの協力に関するAcuerdo（取決め）が、DOF（官報）に2025年3月6日付で掲載（公表）され、Listadoの定義・掲載項目、半期ごとの公表、第三者申立（FOT）の枠組み（10営業日）、および旧2005年合意の廃止等が明確化された（DOF掲載後60営業日で発効）。ただし、FOTの期間の短さ（10営業日）や、侵害判断に必要な情報・検討期間の確保といった実効性面の課題は引き続き残る。		トリンケージ制度を運用して頂きたい（IMPI照会に必要な情報・期間の確保、第三者申立手続の実効性確保等）。 ・関連する法律や規則をメキシコが締結する条約上の国際的な義務に沿って適切に改正して頂きたい〔例：第三者申立（FOT）期間が10営業日と短く実用的でない点の見直し等〕。	・メキシコ連邦産業財産権保護法規則47条の2 ・メキシコ健康要件規則167条の2 ・CPTPP 18.53条 ・IMPI-COFEPRIS協力に関するAcuerdo（署名：2025/2/19、DOF公表：2025/3/6、旧2005年Acuerdo廃止、60営業日後施行等） https://sidof.segob.gob.mx/notas/docFuente/5751072
2	製薬協	特許トリンケージ制度の不十分な運用	・メキシコでは特許トリンケージ制度が導入され運用されているが、適切に法律や規則で規定または運用されていないために、下記のような問題が起こっている。 －用途特許の特許トリストの掲載にしばしば訴訟手続き（AMPARO訴訟(憲法権利保護請求)）が必要となり、工数と費用がかかっている。 －特許トリストに特許が掲載されていても連邦衛生リスク管理委員会（COFEPRIS：Federal para la Protección contra Riesgos Sanitarios）が後発品を承認することが起こり、これはしばしば、COFEPRISとメキシコ産業財産庁（IMPI）の連携において、IMPIが特許侵害を判断するための情報が足りなかったり、それを検討・判断するための時間が足りなかったりすることが原因となっている。 －後発品の申請リストを公開し異議申し立て制度を運用しようとしているが、申立期間が短すぎて実用的ではない。	新規	・特許権を侵害する後発品が上市されることが無いよう、適切に特許トリンケージ制度を運用して頂きたい。 ・関連する法律や規則をメキシコが締結する条約上の国際的な義務に沿って適切に改正して頂きたい。	・メキシコ連邦工業所有権保護法162条 ・メキシコ工業所有権法規則47条の2 ・メキシコ健康要件規則167条の2 ・CPTPP 18・53条
3	製薬協	医薬品の販売承認に要する期間による実効特許期間の不合理的短縮に対する補償制度の整備	・メキシコ連邦産業財産権保護法（LFPPI）では、メキシコ産業財産庁（IMPI）に直接帰責される特許付与手続の遅延（出願から付与までが5年超）に対して「Certificado Complementario」により特許期間を調整し得る枠組みが整備されている。 一方、メキシコ連邦衛生リスク管理委員会（COFEPRIS）による医薬品の販売承認に要する期間の長期化等により、上市時点で確保される実効特許期間が不合理に短縮され得るが、少なくとも現行LFPPI上は、販売承認プロセスに起因する不合理な実効期間短縮を補償する制度（特許期間調整（Patent Term Extension）／sui generis追加保護）を明文化した規定は確認できない。このため、上市計画や安定供給計画の策定における予見可能性の観点から課題となり得る。	新規	・販売承認プロセスに起因する不合理な実効特許期間短縮について、補償制度（特許期間調整またはsui generis追加保護）を制度化し、対象となる遅延の範囲、算定方法、上限、申請期限、標準処理期間等を明確化していただきたい。	・メキシコ連邦産業財産権保護法（LFPPI）Capítulo VIII “Del Certificado Complementario” Artículos 126–136（IMPI遅延に対する補償＝Certificado Complementarioによる期間調整） https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/20034 ・（参考：メキシコが当事国であるUSMCAの規定）USMCA Chapter 20 Article 20.46(販売承認プロ

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						セスによる「不合理な実効特許期間短縮」補償：調整またはsui generis追加保護) https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/FTA/USMCA/Text/20%20Intellectual%20Property%20Rights.pdf
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	メキシコ認証ラベル貼付義務	・2020年のメキシコ公式規格（NOM：Norma Oficial Mexicana）の省令改定・強化により、NOMへの適合が求められる対象品目が拡大された。当規格では一般消費者向け商品には情報表示（NOMに適合した情報表示（商品ラベル）の貼り付け）が義務付けられ、対象品の輸出者にとっては大幅な工数増・コスト増を伴う。価格競争力低下を懸念。	継続	・対象品の見直し。当初食品への規制からスタートしたもの。機械部品への必要性を再検討頂きたい。 ・また“輸入者”でのラベル貼付に関して規制の緩和（貼付期限の延長）をお願いしたい。（現状は輸入後30日以内にラベル貼付必要→現実的に不可、コスト高）	
2	印刷機械	公式規格NOMの規格申請の煩雑	・公式規格（NOM：Norma Oficial Mexicana）は、メキシコ独自の安全規格であり、UL規格、CE規格に準拠しているだけでは認められず、対象製品のメーカー委任状、CSAサート、及び仕様、スペックの情報が必要。サプライヤーより入手する部品がほとんどであり、都度、輸入時に対応が必要となり手間がかかっている。	継続		
3	日機輸	国際規格の独自運用	・国際規格をベースにメキシコ規格が作成されているが、他国とは適用規格が違う品目がある。また、運用が不透明。新規則・規格の施行に際し、対象製品や製品側の対応期限の詳細を問い合わせても回答がない。また、連邦電気通信委員会（IFT：Instituto Federal de Telecomunicaciones）の認可リードタイムが他国と比較し非常に長く、スムーズな上市の障害となっている。IFTからCRT（Comisión Reguladora en Telecomunicaciones：電気通信規制委員会）に2025年10月17日を以って、業務が移管されたが、人手不足等により、認可が従来のIFTのリードタイムと比較してもさらに遅れそうな状況となっており、調整が必要となっている。	継続	・国際規格との完全な整合性・運用規則の明文化を求める。 ・対象製品についての猶予期間の設定と明文化をしていただきたい。 ・また、CRTの認可発行リードタイムを短縮していただきたい。	・品質インフラストラクチャー法（製品安全、IFT無線規制）
4	医機連	長期を要する審査プロセス	・体外診断用医薬品/医療機器（IVD）の新規登録に2年かかるので、ビジネスチャンスの逸脱となる。	継続	・登録期間の短縮化をお願いしたい。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	省エネ製品に対する経済的・税務的な特典の周知不足	・具体的には、家庭用エアコンで、インバーター方式を採用したモデルで消費電力の大幅削減が期待できるが、当国では、製品単価の安いノンインバーターモデルが未だに主力となっており、企業・家庭ユーザーに対する政府機関による啓蒙活動及び製品の省エネ効率の表示方法改善が不十分である。	継続	・2021年にJICAと進出日系企業による共同調査を行い、政府当局に提案を行ったが、具体的な政策に結び付いていない。 インバーターモデルに対する金銭的インセンティブの提供など、普及拡大に向けたより即効性のある政策を	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					実施し、同国のカーボンニュートラルを一般消費者レベルで推進して欲しい。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	行政手続きの遅延	・法人の代表者を登録するのに行うPoder Notarialという手続きなどを含め、行政手続き一般に時間がかかる。	継続	・行政手続の簡素化、早期化。	・行政手続き一般
2	日機輸	憲法改正の準備期間	・メキシコ政府いくつかの憲法修正をしようとしており、その中のいくつか（例えば労働時間の短縮等）は議論されている。	継続	・改正法律施行には十分な準備期間を設けてほしい。	・ Labor Law (NOM 037) Telework https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5691672&fecha=08/06/2023#gsc.tab=0 Already applied ・ Weekly hours Maximum workable hours per week https://www.gob.mx/profede/es/articulos/jornada-de-trabajo?idiom=es - Under Study ・ New tariffs Tariffs applicable to goods imported to Mexico from countries that have no FTA signed with Mexico https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5772497&fecha=10/11/2025#gsc.tab=0 Already applied
3	日機輸	農薬登録、家庭用殺虫剤登録に関わる許認可作業の遅延	・農薬登録、家庭用殺虫剤登録に関わる許認可は、通常申請から登録まで2年を要するが、場合によっては特段の理由なくして2年以上を要することがある。審査完了予定についてのアナウンスもないため、販売準備活動に適時に掛かれない。また住所変更等の軽微な事項についても受理までに数か月を要するなど、他社をも含めた業界全体が抱える問題の一つである。	継続	・当局による審査スピードを改善するとともに、審査完了時期の目安を教えて欲しい。	・ NOM-045-SSA-1993 “Pesticides, Products for Agricultural, Forest, Livestock, Garden, Urban and Industrial Use”
99. その他						
1	自動部品	国営電力会社の独占・高コスト	・電気産業法（Ley de la Industria Electrica）法により民間企業は国営電力会社（CFE：Comisión Federal de Electricidad）とライセンス契約をしなければ事業活動が出来ない仕組みとなっている。結果、メキシコのエネルギーコストが高く当社の生産活動に影響を与え	継続	・規制の緩和。 ・安価な電力の供給。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			ている。 また経済成長に対して、エネルギー供給が不足しており、コスト増が懸念される。			
2	自動部品	国営電力会社の独占・高コスト	・電気産業法（Ley de la Industria Electrica）法により民間企業がGreenエネルギーを提供する事が出来ない。	継続	・ 安価なGreen電力の購入が出来るように見直しをして頂きたい。	
3	自動部品	停電の頻発	・ 時間の長短を問わず、電力不足等による停電が発生する。都度操業が停止し、再開のめどが立たないまま復旧を待つ事態となっている。	新規	・ 工業団地内の電力需要の想定と対策を行い、安定した電力供給を行って欲しい。 ・ また、発生原因や復旧見込みを早期にアナウンスして欲しい。	
4	自動部品	デモ発生による交通・物流の停滞	・ 2025年11月に農業事業者と運送業者が共同して、農産物価格や道路上の安全確保を求めた政府交渉に決着がつかないとして大規模なデモを発生させた。主要道路が長時間に亘って封鎖。物流や一般交通に数日にわたる混乱を引き起こした。	新規	・ 封鎖による物流停滞の経済被害だけでなく、通勤や日常生活にも影響が出るため、当事者間での早期妥結を求めたい。	
5	日機輸	鉄道輸送サービスの寡占	・ メキシコの鉄道輸送サービスはFERROMEX・CPKCの2社寡占。その寡占状態による物流品質の低さと、低速運行・断続的な停止時に発生する盗難被害の多発が問題である。	継続	・ 両社の物流品質改善・監視、並びに盗難（治安）対策。盗難対策は、特にバヒオ地区⇒Veracruz・・米国の国境。	
6	日機輸	幹線道路通行中の強盗被害増加	・ 過去から貨物盗難や車両や金品強盗は発生しているが、日系企業の進出が進んでいるバヒオ地域（中央高原エリア）における通行中の車両強盗が増加している。	継続	・ 国、地域の警察による治安改善対策の強化を実施して欲しい。	・ 治安改善
7	自動部品	治安の悪化	・ 殺人は前年に比べて減少傾向ではあるが、強盗・窃盗は増加傾向にある。また警備やセキュリティ対策はしているが工場への侵入も発生している状況である。	継続	・ 更なる地元警察による監視体制の強化。	
8	自動部品	治安の悪化	・ 麻薬組織の対立および国を挙げて組織の弱体化を進めている事で、それに対する報復が活発化している。データ上は日本人を狙った犯行は減っているものの、犯罪や抗争に巻き込まれる可能性は上昇しており、行動場所や時間に対する配慮が更に必要となっている。	継続	・ 更なる地元警察による監視体制の強化。	
9	JEITA	治安の悪化	・ たびたび輸入コンテナが盗難されてしまう。もしかするとカルタ・ポルテ（Carta Porte：商品輸送証明書）制度を悪用されて、トラックコンテナが狙われているのではなかろうかと疑ってしまうほどである。 →メキシコ日本商工会議所（通称：カマラ）の報告によると、貨物車両の盗難件数は2023年9月時点で対前年+8.8%の増加傾向である。	継続	・ カルタ・ポルテ（Carta Porte）制度が悪いというコメントではないが、悪用されない運用を求めたい。	・ Jetroリンク参照 https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/3782a06fbf16c1db.html
10	日機輸	治安の悪化	・ 治安が悪化している。この治安悪化は小売店舗の営業時間短縮、閉鎖などを引き起こし経済全体に対する悪影響が生じている。同様に、ある地域への力、移動などが非常に困難で商売に影響を及ぼしている。	継続	・ 各地域の状況を注視し、出張などは控えるが、治安良化の早急なる対策を実施してほしい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
11	日機輸	米墨国境封鎖 リスク	・ 不法移民等の政治・外交上の問題による国境封鎖のリスクが付きまとい、部品調達・製品供給に支障をきたす恐れがある。	継続	・ 国境封鎖発生時に経済・産業活動への影響を緩和するための措置の整備。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

2026 年版
各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

2026 年 9 月

連絡先： 日本機械輸出組合
通商政策グループ 浅田、和田、庫元

〒105-0011

東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号

TEL 03-3431-9348

FAX 03-3436-6455

E-Mail tohshi@jmcti.or.jp

<https://www.jmcti.org/>

<https://www.jmcti.org/mondai/top.html>（貿易・投資円滑化ビジネス協議会）

禁無断転載